

2008年8月18日

中国「残留日本人孤児」の生活の現状と 新たな支援策に関する調査報告書

关于“残留日本孤儿的生活现状与新的支援政策”
的调查汇报

中国「残留日本人孤児」の尊厳を守る兵庫の会

维护中国“残留日本孤儿”尊严会

目次

目次

はじめに

1. **現在のあなたの家族と経済状態についてお聞きします。**
 1. 現在、同居している家族について教えてください。 4
 2. 現在のあなたの家の収入について教えてください。 5
 3. 支援給付金について、何か不満・問題はありますか？ 7

2. **健康状態についてお聞きします。**
 4. あなたと配偶者の方は現在、何か病気・障害がありますか。 . . . 14
 5. 治療・医療支援給付について、何か不満・問題はありますか。 . . 16
 6. あなたの家族の中に、一人では食事・入浴・排泄などができなかつたり、日常生活に支障があり、家族やヘルパーによるお手伝い（介護・支援）が必要な人はいますか。 20

3. **支援・相談員、自立指導員、自立支援通訳についてお聞きします。**
 7. 今年の4月以降、支援・相談員、自立指導員に何か相談しましたか。 22
 8. 今年の4月以降、支援・相談員や役所の方から、何か連絡・訪問はありましたか。 26
 9. この1年間、自立指導員から何か連絡・訪問はありましたか。 . . 30
 10. これまで長い間、残留孤児の問題については自立指導員が相談にのることになっていました。あなたはご自分の自立指導員について、どう思いますか。 31
 11. 今回、「支援・相談員」という制度ができました。あなたは、どんな人に「支援・相談員」になってほしいですか。 34

4. **二世・三世のお仕事についてお聞きします。**
 12. 別居しているお子さん、お孫さんの仕事を教えてください。 . . . 36
 13. 二世・三世の方が、仕事や就職のことで困っていることはありますか。 37
 14. 二世・三世の就職を支援する「就労相談員」「就職支援特別プログラム」という制度があるのを知っていますか。 39

5. その他、普段の生活のことについてお聞きします。

- 15. 現在、あなたは日本語教室・生活講座・夜間中学などに通っていますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 16. 現在、あなたは近所の地域住民（帰国者以外）と、どのくらい、交流がありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 17. 現在、あなたがふだんの生活の中で困っていることは何ですか。・ 45

6. 新たな支援策と国の責任について、お聞きします。

- 18. 本年4月（新たな支援策が実施されて）、あなたの生活で何か変化、改善されたことはありましたか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 19. 私達は、訴訟を途中で取り下げ、新たな支援策を受け入れました。このことについて、あなたはどう思っていますか。・・・・・・・・ 50
- 20. 原告団・弁護団が終了して、私達は、新たに「中国『残留日本人孤児』の尊厳を守る会」を結成しました。あなたは今後、この「尊厳を守る会」では、どのような活動が必要だと思えますか。・ 55

はじめに

調査日時：2008年7月6日

調査方法：面接聞き取り、一部郵送配布。

対象者：残留孤児=46名、残留孤児の遺族（配偶者）=4名。計50名。

居住地 伊丹市=11名、尼崎市=9名、宝塚市=8名、

神戸市=8名、明石市=8名、その他=6名

分析者：浅野慎一（神戸大学大学院教授）

序

調査日期：2008年7月6日

調査方法：直接采访本人，当面听取。（一部分邮寄）

采访对象：“残留日本孤儿”=46名，“残留日本孤儿”的遗留家属（配偶者）=4名。总计为50名。

伊丹市=11名，尼崎市=9名，宝塚市=8名，

神戸市=8名，明石市=8名，其他地区=6名。

1. 現在のあなたの家族と経済状態についてお聞きします。

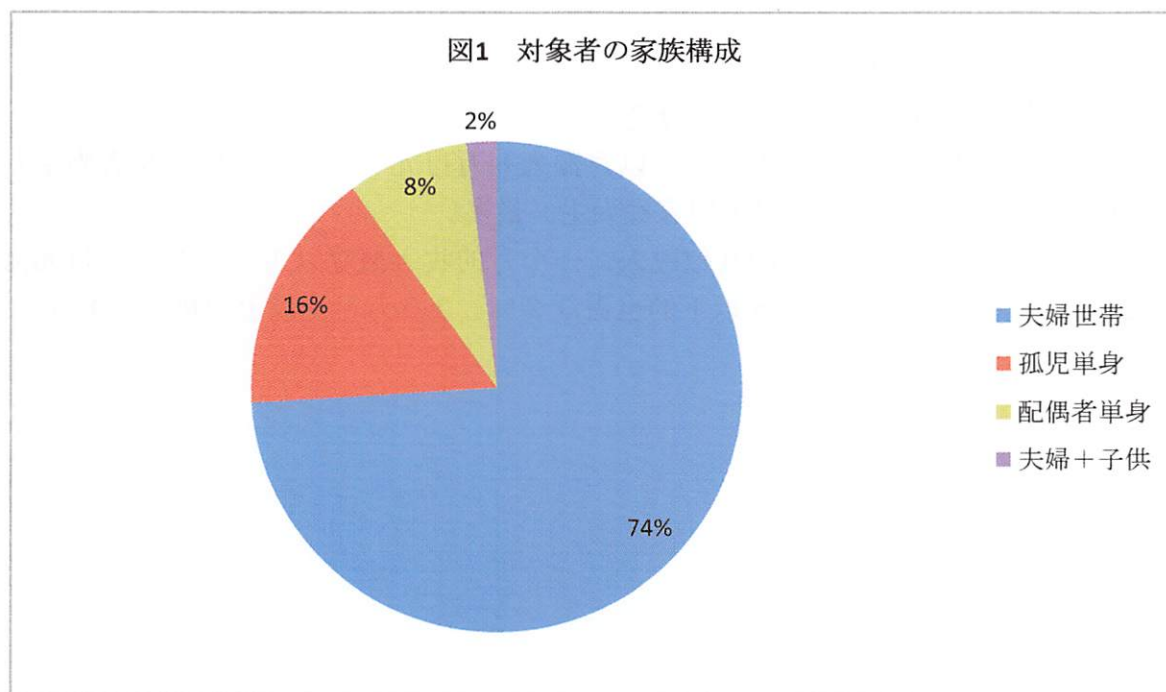
1. 現在、同居している家族について教えてください。

夫婦世帯（残留孤児＋配偶者）が74%と最も多い。残留孤児だけの単身世帯が16%、配偶者だけの単身世帯が8%とつづく。総じて、子どもたちとは別居して、高齢者のみの夫婦または独居の世帯が圧倒的に多い。なお、子どもたちとの別居は、必ずしも当事者たちが望んでいるわけではない。後述するように、「支援給付金で収入認定があるため、子どもと同居できない」ことに悩んでいる世帯も少なくない。

現在同居中の家庭成员

夫婦俩人的家庭（残留孤儿＋配偶者）占74%，残留孤儿单身一人的家庭为16%，配偶者单身一人的家庭为8%。

与子女分开住、老年夫妇或单身独居的占绝大多数。但未必都是自愿如此。不少是因为后面提到的有收入认定等规定所以不能与孩子同住。



2. 現在のあなたの家の収入について教えてください。

支援給付金を受給していない世帯が、全体の約4分の1（24%）を占める。受給していない理由は、「65歳になっていない」、「収入認定の壁に阻まれた」などが多いが、中には「なぜ自分が支給対象外になったのか、わからない」と語るケースもある。

【事例：支援給付金なし】

「65歳になっていない」

「きょうだい援助してくれた不動産がある」

「厚生年金と空き缶拾いで暮らしている」

「土木建築で働き、月20万ほどの収入がある」

「厚生年金と国民年金があるので、申請しなかった」

「なぜ支援給付金の対象外かわからない」

「まだ支援金をもらっていない」

支援給付金の受給者の中では、月8万円代（18%、主に単身者世帯）、および11万円代（16%、主に夫婦世帯）にピークがある。

支援給付金以外も含めた世帯の収入月額は、概算で15～20万円が最も多い（36%）。15万円未満の世帯も32%を占める。月額23万円以上の世帯は、4%と極めて少ない。

关于现在的家庭收入：

没领支援付给金的=约占4分之1（24%）。

在领取支援付给金的人当中，以月薪为8万日元（18%，以单身者为主）和11万日元（16%，以夫妇家庭为主）最多。

加上支援付给金以外的其他收入，一个月的收入概算以15～20万日元为最多（36%）。15万日元以下的也占32%。23万日元以上的极少（4%）。

図2 支援給付金の月額

■なし ■3万 ■6万 ■7万 ■8万 ■9万 ■10万 ■11万 ■12万 ■13万 ■不明

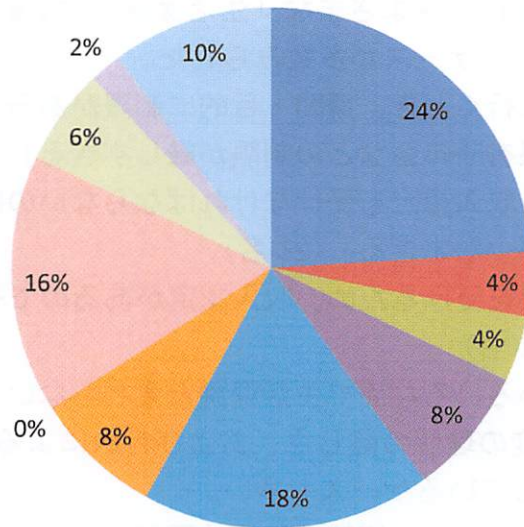
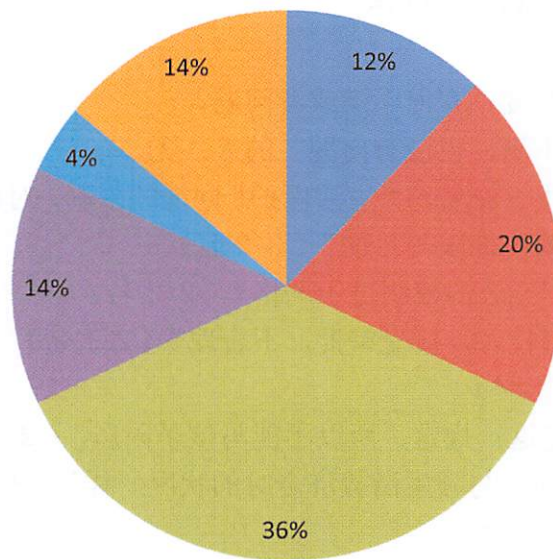


図3 収入月額

■10万未満 ■10万 ■15万 ■20万 ■23万以上 ■不明



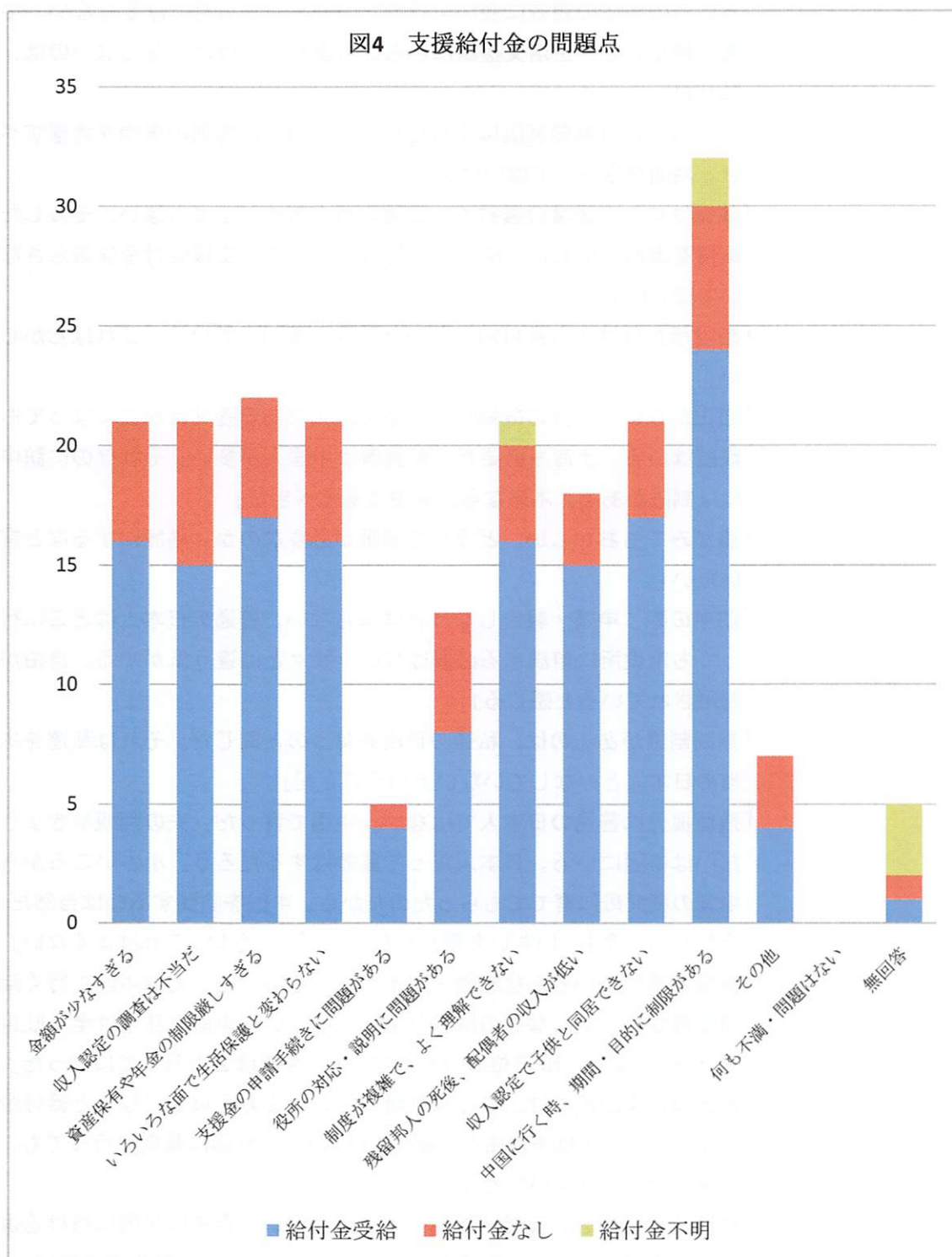
3. 支援給付金について、何か不満・問題はありますか？(いくつでも選択)

- ① 支援給付金について、「何も問題・不満はない」と答えたケースは皆無である。
- ② 支援給付金制度に、さまざまな「生活保護」的制約があることに不満・問題を感じているケースが多数みられた。
 - 「中国に行くとき、期間・目的に制限がある」(32名)。
 - 「資産保有や年金などの制限が厳しすぎる」(22名)。
 - 「毎年、収入認定を受けなければならないのは不当だ」(21名)。
 - 「金額が少なすぎる」(21名)
 - 「支援金を受けるため、収入認定があるので子供と同居できない」(21名)
 - ⇒「いろいろな面で生活保護と変わらない」(21名)。
- ③ 支援給付金制度の理解の難しさ、および行政による説明の不十分さに不満・問題を感じているケースも多い。
 - 「支援金の制度が複雑で、よく理解できない」(21名)
 - 「支援金について役所の対応・説明に問題がある」(13名)
- ④ 残留邦人の死後、配偶者に深刻な経済的貧困が予想されることへの不安も大きい。
 - 「残留邦人が亡くなった後、遺族・配偶者の収入が生活保護とほぼ同額に下がってしまう(残留邦人の老齢基礎年金がなくなるため)」(18名)

对“支援付給金”制度，有何不满或者问题？

- ① 回答「没有什么不满，也没有问题」的人：无。
- ② 支援付给金制度中存在与“生活保护”同样的限制，对此许多人感到不满。
 - “去中国时，要限制期限与目的”(32名)
 - “对个人财产和年金等的限制过于严格”(22名)
 - “每年都要被调查收入，接受审批，不合理”(21名)
 - “金额太少”(21名)
 - “因为有收入认定这一规定，所以不能与孩子同居”(21名)
 - ⇒“在各种方面都与领生活救济金时的状况一样”(21名)
- ③ 说明不充分，理解困难
 - “支援金制度太复杂，不能完全理解”(21名)
 - “行政部门在支援金的说明与实施上有问题”(13名)
- ④ 配偶者的不安

“残留邦人去世后，（因为残留邦人本人的老龄基础年金没有了）其家属和配偶者的收入就会降到与生活救济金差不多的金额”（18名）



【事例：支援給付金の問題点：「中国に行くとき、期間・目的に制限がある」】

「養父母の故郷に帰り、墓参するのも制限される。中国に行くとき生活費を引かれるのは不合理だ」

「親戚はハルビン・四川省・河北省の農村などにいる。訪中したら、いろいろの地域の親戚に会いに行きたいから、2カ月では足りない。中国に帰るとき、生活支援課にいちいち連絡しなければならないのは、なぜか」

「2カ月という期間制限は不合理だ。残留孤児の特別の事情を考慮すべき。期間制限をしてはいけない」

「故郷はロシア国境の農村で、交通事情も悪く、とても遠い。そうした事情を汲んでほしい。ゆっくり行けるように、支援給付金を減らさないでほしい」

「市役所からは1カ月以内でないと駄目と言われている。これはおかしい」

「自由がない。自分の故郷だし、命の恩人である養父母が亡くなっても親戚はいる。土産も必要だ。配偶者は中国人が多い。それなのに訪中には制限がある。本来なら、自由であるべきだ」

「誰がみてもおかしい。どうして制限が必要なのか。馬鹿にするなど言いたい」

「訪中の際、申請・報告しなければならない。普通の日本人はどこに行っても市役所に申請する必要はない。我々とは違う気がする。自由が制限されていると感じる」

「期間制限があるのは、私達の自由を奪うのと同じだ。それは私達を本当の日本人とみなしていないということだ」

「残留孤児は普通の日本人ではない。中国で育った。夫の両親やきょうだいは中国にいる。日本人だって墓参はするだろう。小さいころから中国の養父母に育ててもらったのだから、中国を訪問するのは当然だ。それなのに今も、いちいち報告しなければならない。これはよくない」

「支援金給付にいろんな制限・規定が多すぎる。たとえば中国に行く期間制限など。そんなものは取り消してほしい。以前は訪中は全く駄目だった。その後、15日位はOKになった。今度は2カ月までになった。普通の日本国民には、こんな制限はない。2カ月以上になると給付金を止められるのは不自由だ。普通の日本人は、外国に長期間行っても、年金は止められないだろう」

「中国に帰るとき、支給金を引くべきではない。自由に中国に行けるように。中国に行くことを理由に支給金を取られたら、納得できない」

「本来、私達が中国に親戚訪問で行くとき、期間を制限してはいけない。
もし制限するなら、生活保護と何ら変わらない。2カ月制限など、あ
ってはならないことだ」
「今も中国訪問に規制があり、当惑している。中国に自由に行けるよう
にすべき」

【事例：支援給付金の問題点：「資産保有や年金などの制限が厳しすぎる」】

「日本に帰国して苦勞して働いで得た厚生年金なのに、支援給付金で切
り捨てられるのは納得できない」
「帰国して、一生懸命働いてきたのに、これだけしかもらえないとは。
病気を抱えながらがんばってきたのに。厚生年金カットの意味がわか
らない。おかしい。自分で働いてきた金を、どうして制限されるのか。
私達を人間として見ていない。日本人として見ていない」
「私達にあれこれ制限を課すべきではない。それは人権、および人間の
自由を全く無視している」
「残留孤児は帰国後、一生懸命働いて、やっとお金を貯めた。それにた
いして、あれは駄目、これは駄目というのは、あまりに理不尽」
「言葉もわからない中で、命がけで一生懸命働いてやっと得た厚生年金
なのに、支援給付金からなぜ引かれるのか納得できない」
「新しい支援金を受けると、障害者年金が停止されると聞いた」

【事例：支援給付金の問題点：「毎年、収入認定を受けなければならないの
は不当だ」】

「生活保護ではないはずなのに、なぜ収入認定を受けなければならない
のか。あれもこれも調べられる。プライバシー侵害で訴えてやりたい」
「監視されているような感じだ。収入があったら報告しなければ、給付
金を減らされる可能性がある。自由の制限もある」
「収入認定があるということは、生活保護と同じだ」
「もう70歳で、仕事もなく、ほかの収入があるはずがない。なぜ毎年収
入認定するのか。何を疑っているのか。それにめんどくさい」
「収入認定を無くすべき。厚生年金のカットもなくすべき。すべての基
本的人権・人間の尊厳を孤児にも認めるべき。2007年7月9日、政府
は収入認定をしなければ孤児の中で経済格差が大きくなるという理由
で、収入認定を入れたそう。これは働いてきた孤児を馬鹿にしてい
る。あれだけ自立しろと強制してきたのは政府ではないか。それなの
に、支援金給付の時になると働いてきた者を収入認定で切り捨てて軽

視するというのは、筋が通らない」

「私は支援給付の対象者にならない。実際にはいろいろ生活面では負担が大きい。支援給付の対象者として認定してほしい」

【事例：支援給付金の問題点：「金額が少なすぎる」】

「金額が少なすぎる。何とか生活を維持できるだけで、生活水準は極めて低い」

「毎月、不足している」

「毎月の支援給付金ではきつい。いろいろ細かく計算しなければ、生きていけない。生活保護とあまり変わらず不満をもっている」

「新支援策では、養父母の墓地も建てられない。中国への恩返しもできない。私は9人きょうだいで8人まで亡くなった。このことを考えると、今の給付金額ではとても納得できない」

「病気のため、飲まねばならない栄養剤があるが、今のお金ではとても足りない。気分転換の小旅行すら行けない」

「金額があまりに少ない。拉致被害者に比べると少なすぎる。不合理だ。私達は拉致被害者以上の苦しみを味わった。しかも私達が中国に残されたのは、日本政府の責任にもとづく。私達はある意味で、拉致被害者より多くの給付金をもらっても当然だ。政治的に考えて、残留孤児にこんな対応をするのは極めて不公平だ」

「物価が高くなるから、高いものは全然買えない。普通の日本人と違う気がする」

「たとえ支援給付金をもらっていても、日本の最低水準に近い。生活はとてもきつい。物価は上がり、家賃を除けば1月7万円しかない生活だ。これで、経済的な悩みがないと思うだろうか」

「前は12万だったのが17~18万になったが、実感としては全然前と変わらない。豊かになったと思えない。前は水道は無料だが、今は自己負担。健康保険も払っている。4月以降も、それ以前とだいたい同じだ。以前は何かを見ても全く買えなかった。今は少しは買えるようになった。それでもだいたい前と同じだ。これは事実だ。政府の人は、私達は豊かになったはずだということかもしれないが、実際は前と変わらない」

「独居で生活費も不足している。支給金はあまりに少ない」

「生活する以外の余裕は全くない」

「金額が少し変わったとはいえ、月に数万円の違いだ。日本にきてからずっと最低限の生活で節約してきた。これからもそうするしかない。」

4万から8万になっても、そんなに生活が豊かになったとは実感しない。日本に帰ってゼロからの出発。日本語もできず、年をとって仕事も難しい。だからずっと貧困だったし、それは今も変わらない」
「生活保護のときと金額はあまり変わらない。以前は生活保護をもらうと国民年金が入っていない。今は支援給付金をくれるが年金を停止された。ただ名前がかわっただけだ」

【事例：支援給付金の問題点：「支援金を受けるため、収入認定があるので子供と同居できない】

「年をとったので、体のあちこちに病気があり、一人で生活するのは難しい。子供と一緒に暮らせないので、なおさら困難がいっぱいだ」
「高齢で動けなくなったとき、不安だ」
「おかしい。子供と住むのは、当たり前権利ではないか」
「生活保護の時もそうだったが、今も子供と一緒に同居したら、収入がどうだとか言われる。生活保護の時と同じだ」
「私は独居で、長女と一緒に暮らしたいが、長女は仕事をしているので家賃を自分で払わなければならないと言われた。でも長女の月収は12～14万円しかない。家賃を払うと生活できなくなる。拉致被害者なら、こんな問題はないだろう」

【事例：支援給付金の問題点：「いろいろな面で生活保護と変わらない】

「少しばかり金額が多くなっただけで、ほかはすべて生活保護と変わらないではないか。この支援は要するに、孤児を日本の中の一番下の位とみなしている」
「依然として監視されていて、人権がない」
「新しい支援策という実感がわからない。どこに生活保護との違いがあるのか、自分たちの理があるのか、わからない」
「生活保護とあまり変わらないという印象をもった」
「今も束縛されており、生活保護の時より、少し緩いだけという感じがする」
「役所での説明も、生活保護と何ら変わらなかった」

【事例：支援給付金の問題点：「支援金の制度が複雑で、よく理解できない」、

「支援金について役所の対応・説明に問題がある」
「何度見ても理解できない。わざと難しい言葉を使っている」
「支援金について役所の対応・説明に問題がある」

「市役所から何も説明がない」

「どんな説明があったか、わからない。支援金が出るのは、いくつかの大都市に限られるという話は聞いたが・・・。私にも出るのか」

「支援給付金については何もわかっていない。うわさでは聞いたが、文書になったものは一切見たことがない。私達は生活保護をずっと以前に打ち切られたので、新しい支援給付金についても情報はまったく来なかった」

「具体的な書面の報告はもらっていない」

【事例：支援給付金の問題点：「残留邦人が亡くなった後、遺族・配偶者の収入が生活保護とほぼ同額に下がってしまう」】

「妻の老後も保障すべきだ」

「配偶者は孤児のために日本に来たのだから、孤児と一緒にの待遇をすべきだ。そうでないと、孤児は本当に納得できないと思う」

「妻の生活が心配だ」

「残留孤児の配偶者にたいして不公平だ。孤児が亡くなると、生活費が足りず、とてもかわいそう」

「今は二人だからいいが、もし一人が死んだら、どうなるのか。とても心配」

「残留孤児の遺族に対しても同じ待遇を受けさせるべきだ」。

「残留孤児の死後、配偶者も同じ待遇にしてほしい」

2. 健康状態についてお聞きします。

4. あなたと配偶者の方は現在、何か病気・障害がありますか。

ほとんどの残留孤児、および配偶者は、何らかの病気・障害を、しかも複数、抱えている。

約3割の人々は、「通院が十分ではない」と感じている。「通院せずに我慢している」「手遅れになるのではないかと不安だ」との声も聞かれる。通院が不十分になる主な原因は、①言葉の壁、②付き添いがいないこと、③病気が多すぎることに、④交通費を含む経済的負担などである。

关于健康状况：

几乎所有孤儿和配偶者都患有疾病或身有残障，而且患有多种疾病。

约30%的人觉得上医院看病的次数不够。有不少人忍耐着不去看病，同时担心病情拖重心里觉得不安。

不去医院看病的原因←①语言障碍 ②没人陪着 ③病太多

④交通费等经济方面的负担等

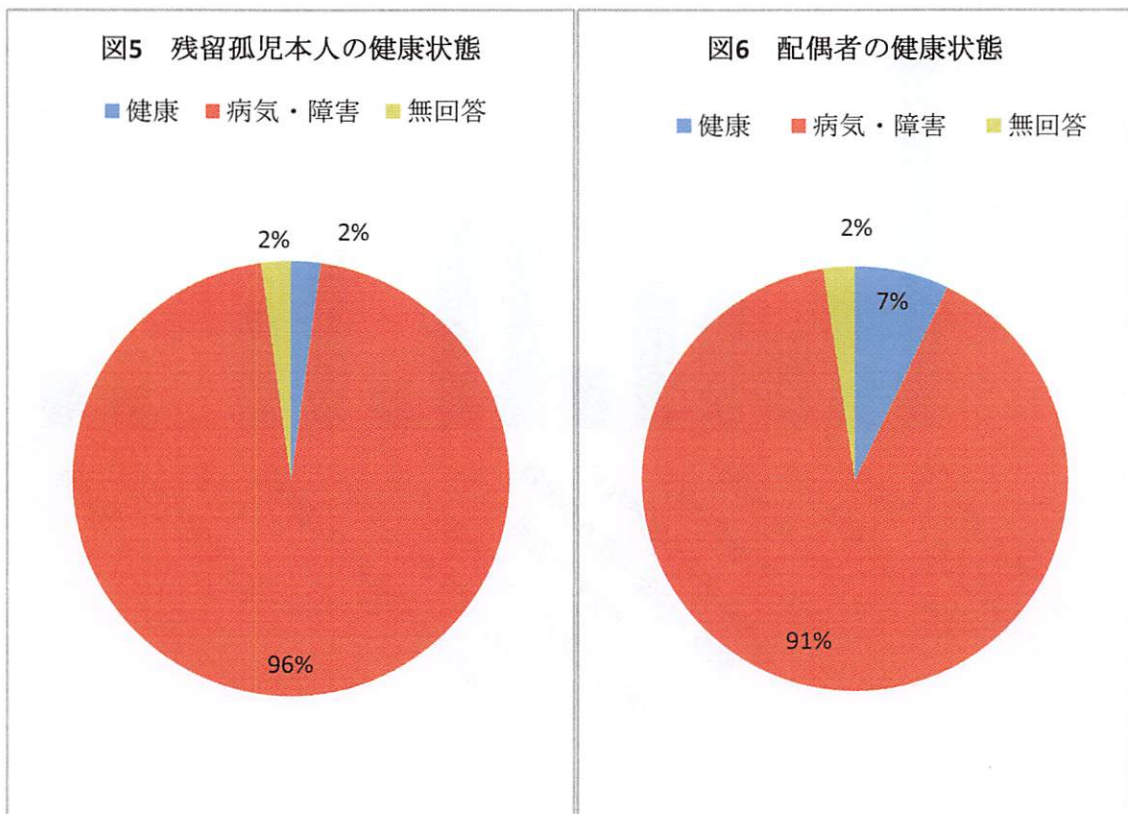


図7 残留孤児本人の通院状況（病気・障害者44名）

■ 通院十分 ■ 通院不十分 ■ 無回答

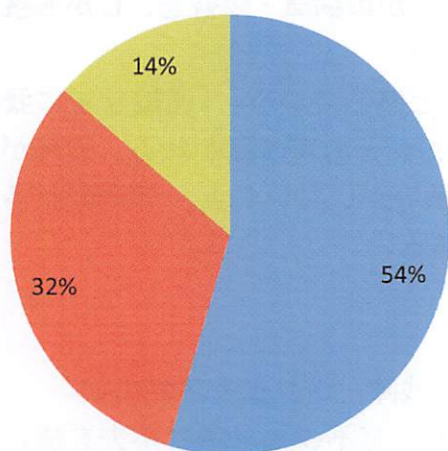


図8 配偶者の通院状況（病気・障害者38名）

■ 通院十分 ■ 通院不十分 ■ 無回答

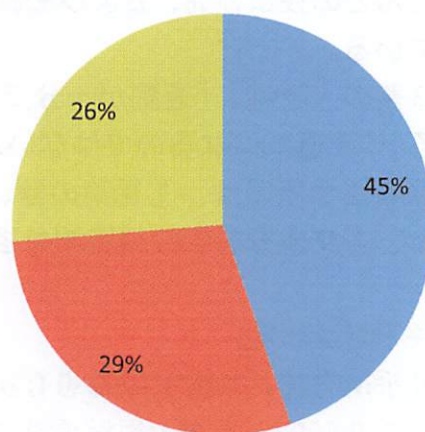
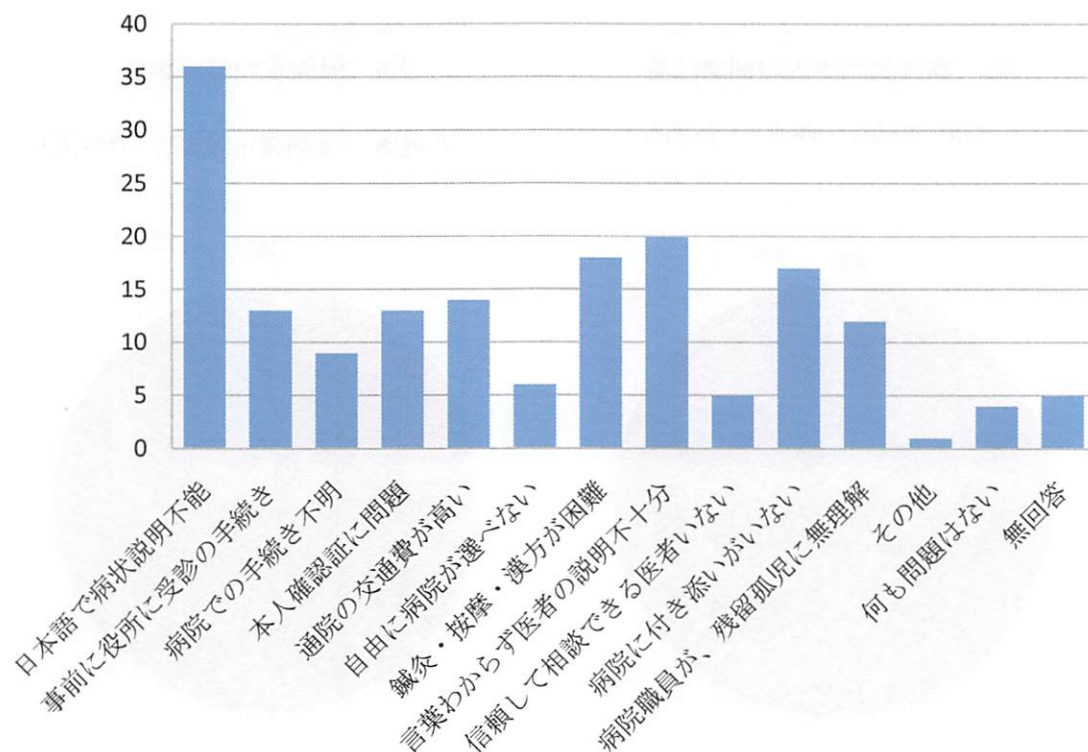


図9 医療の問題点



5. 治療・医療支援給付について、何か不満・問題はありますか(いくつでも選択)。

「通院は十分できている」と答えた人も含め、ほとんどの人々は、医療体制に何らかの問題を感じている。具体的な問題は、下記のとおりである。

① 「言葉の壁」

「日本語で病状を説明できない。医者の説明がわからない」(36名)

「言葉がわからず、医者が詳しく説明してくれない」(20名)

- ② 「病院に付き添いで一緒に行ってくれる人がいない」(17名)
- ③ 「通院の交通費が高い」(14名)
- ④ 「役所に事前に受診の手続きをしなければならない」(13名)
- ⑤ 「病院で使う本人確認証に問題がある」(13名)
- ⑥ 「中国式の鍼灸・按摩・漢方の治療が受けにくい」(18名)

在医疗支援方面存在的的不满和问题:

① 语言障碍：

“无法用日语说明自己的病情，医生说的话我也不明白”（36名）

“因为我不懂日语，医生不向我详细说明病情”（20名）

- ② “没人陪我一起上医院”（17名）
- ③ “上医院的交通费太贵”（14名）
- ④ “去医院之前得办理看病的手续”（13名）
- ⑤ “在医院使用的「本人认证」有问题”（13名）
- ⑥ “难以获得中国式的针灸、按摩、中药等的治疗”（18名）

【事例：言葉の壁】

「言葉が通じないから、できるだけ我慢して通院しないようにしている」

「言葉が通じないので、自分では病院に行けない。日本語ができる子供の付き添いがなければ行けない。子供が休みの日に連れて行ってもらう」

「言葉がはっきり言えないから、だんだん病院に行かなくなった。行きたくなくなった。我慢している」

「妻は日本語がわからないから、死んでも入院はいやだと言っている」

「日本語ができないから、できるだけ行かないようにしている」

「言葉がわからないから、自分の病状をきちんと説明できないので、我慢できる限り我慢している。手遅れにならなければいいがと、不安だ」
「日本語で病状を説明できない。医者の説明がわからない」
「内科は中国語ができる台湾人の医者に通っているが、歯や目も悪くなり、日本語の問題で心配している。日本語が下手だから、自分の病気のことがはっきり言えない。医者ということもわからない」
「医者に説明されても、詳しい内容が理解できない」
「医者が言うことはわからないし、私が言ったことは医者がわからない。小さな病気ならいいが、ひどくなったら困る」
「日本語がよくわからないため、薬の説明がよくわからない」
「医者の説明を受けても、理解が不十分。専門語がわからない」
「言葉がわからないので医者が詳しく説明してくれない」
「筆談なので、だいたいわかるが、自分から言えないし、詳しいことはわからない」
「言葉が通じないから、医者と話してもわからない」

【事例：付き添いの問題】

「病院に付き添ってくれる人がいないから。一人になると日本語をしゃべれないし」
「病院に行くときは子供達に付き添ってもらわなければならないから、土曜日しか行けない」
「娘と一緒にいけるときはいいが、自分一人の時は困る。行けない」
「娘に連れて行ってもらっているが、仕事があるので、いつもはできない」

【事例：病気が多すぎる】

「今、内科と婦人科に通っているが、本当は眼科と歯科、耳鼻科にも行きたい。目眩・耳なりがするから」
「いろんな病気がありすぎて、行ききれない」

【事例：経済的負担・通院費】

「経済的に苦しい。病院の費用が高い」
「個人病院に行くと、医療費の自己負担がある。通院費もかかる。明石市は100%出してもらえない。入院したとき、要らないといっても寝間着等の金を取られた。だからできるだけ病院には行かないようにしている」

【事例：中国語が通じる病院】

「医者が台湾人だから話せるが、病院が遠くて交通費がかかる」
「神戸市中央区の台湾人がやっている病院に行く」
「夫は日本語が全然だめ。中央区に中国語ができる医者がいるから、そこに行く。それ以外の日本の病院はすべてだめ」
「大阪市に中国語ができる先生があるので、そこに通っている。交通費が高い」

【事例：役所に受診の手続きをしなければならない】

「初回到電話をかけなければならない。転院時と同じ」
「行く前に市役所に電話をください、と言われるのがめんどくさい。病院に行くのは、それでなくても体調が悪い時だし」
「通院の前に役所に行かなくてもよくなったが、それでも電話をしなければならない。ややこしい。普通の日本人はこんなことをしなくてよい」
「4日間、我慢して行った。市役所が休みだったから。手続きが繁雑。指定病院はめんどくさい」
「病院に行く前に、なぜ生活支援課にいちいち電話しなければならないのか」
「メガネひとつ作るにも、すごい手間だ。病院でメガネを作るように言われ、市役所で証明書・書類を作ってもらい、病院に出すと1週間待たされた。それからメガネ屋でメガネを作り、2週間後にやっとメガネが手に入った。これだけ大変な手続きをして、メガネ代約4万円のうち、1万7000円は自己負担だ。手続きが大変すぎる。くやしい。これが新支援策なのか」

【事例：本人確認証に問題がある】

「本人の写真は不合理だと思う」
「写真を貼るのは不合理。2年期限も不合理。日本国民と同じように対応すべき。これは人権侵害だ。監視されている感じがする」
「保険証でないので、使いにくい。そのつど、確認される。医療機関に周知されていない」
「本人確認証を見せたが、病院の受付の人は知らなかった。当初、自分でお金を出して、あとで返してもらった」
「我々の本人確認証には顔写真がある。日本人の保険証には写真がない。」

差別だ。プライバシー侵害。許せない。最初、病院に行った時、本人確認証は使えないと言われた」

「最初、医者はこの制度がわからなかった。びっくりした」

「外国人登録証のような書類をもらったが、それを持って行っても病院が認めてくれない。特に小さい病院は、その書類を知らない。おかしい」

「病院では必ず本人確認証を提示しなければならないことは不満だ」

【事例：鍼灸・按摩・漢方の治療が受けにくい】

「中国の鍼灸を受けるには、紹介状がいる。鍼灸なら薬も不要で簡単なのに、それを受けにくくさせているのは問題だ」

6. あなたの家族の中に、一人では食事・入浴・排泄などができなかつたり、日常生活に支障があり、家族やヘルパーによるお手伝い（介護・支援）が必要な人はいますか。

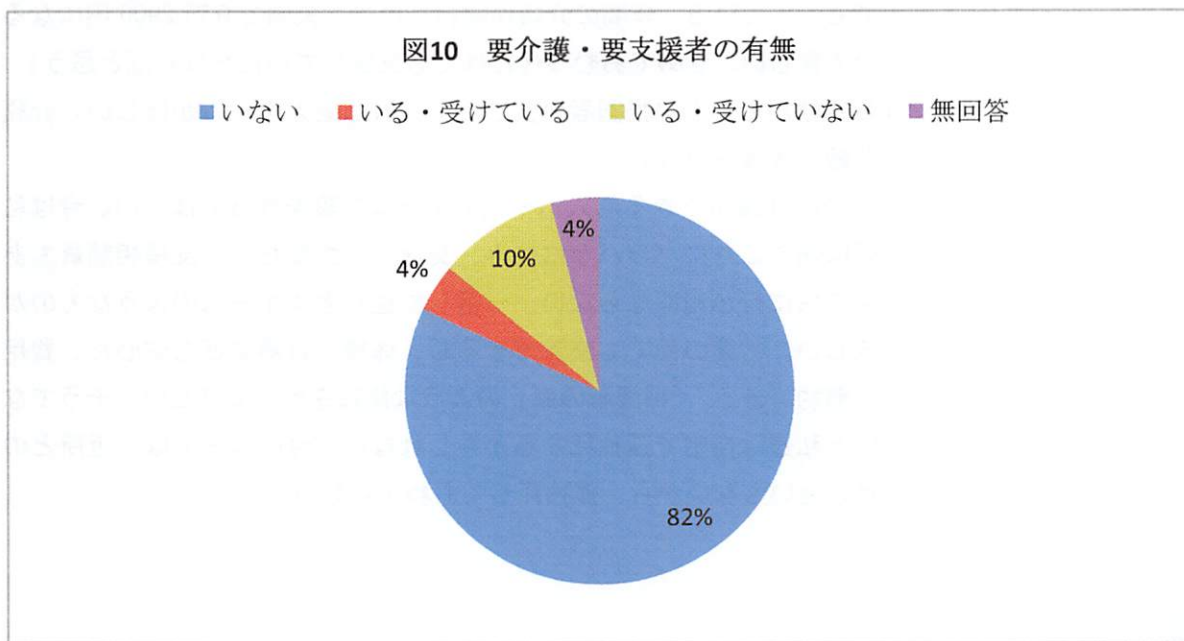
要支援・要介護者が「いない」と答えた世帯が82%と多い。

ただし、「いる」と答えた世帯の中でも、支援・介護サービスを実際に受けているのはわずかである。また、「いない」と回答した世帯の中でも、具体的な状況を聞くと、要支援・要介護の基準には達しているが、介護サービスの制度を知らず、家族が多大な負担を抱えているケースもある。

現在、家族の中に要支援・要介護者がいなくても、近い将来、支援・介護が必要になるという不安が多く聞かれた。言葉の壁がある中、「介護について情報がほしい」「中国語できるヘルパーがいてほしい」「中国語で暮らせる老人ホームがほしい」との切実な声も少なくなかった。

在回答“家里有没有人因日常生活不能自理而需要家人或护理员的帮助（护理・援助）”时，多数家庭回答“没有”（82%）。然而，即使在回答“有”的家庭中，实际上接受了护理和援助服务的也很少。此外，在回答“没有”的家庭当中，有些家庭实际上已达到需要支援和护理的标准，但因为不知道有护理服务制度，所以只好靠家庭成员自己承担。

目前虽不需要支援和护理，但不久后也许会需要，对此许多人感到很不安。在语言障碍方面，许多人迫切希望“能提供信息”，“有懂汉语的护理员”，“有能使用汉语生活的养老院”。



【事例：介護・支援】

「両目が失明して障害者1級だが、介護のサービスがあることは知らなかった」

「どんな人が介護・支援を受けられるのかわからない。だれも教えてくれない」

「ご飯を作れない。高血圧と脳血栓で、ご飯を作るとき、いろんな失敗をする」

「無料で介護サービスを受けられるとは知らなかったし、申請手続きもわからない」

「中国語がわからない介護員が来たら困る」

「今はまだ不要だが、そういうことを知りたい」

「夫が亡くなる前の8カ月間、夫は中国語しかできないので、私が1日中、付き添うしかなかった」

「もし私がきちんと治療を受けたら、手術を受けることになり、支援・介護は必要になるだろう。いつそうなってもおかしくない」

「すぐには必要ないが、詳しい資料・情報がほしい」

「耳が聞こえない」

「現在、夫が要介護5で、毎月の医療費と介護施設の費用で5万円以上、ときには6万円かかる。その上、特別の薬代もかかる。水は飲めず、飲み物は豆乳しかためなので、毎月、豆乳代やおむつ代も2万円以上、かかる。介護保険の分は、基準を上回った分を毎月、銀行に振り込んでもらっている。年間の介護保険料だけでも夫婦で9万2900円になるので苦しい。せめておむつ代だけでも支援していただければと思う」

「日本語ができない帰国者が安心して入れる老人ホームがほしい。介護問題の改善を望む」

「老後の介護ができる老人ホームのような施設を作ってほしい。今は私達はあちこちにバラバラに住み、交通費も大変だし、支援相談員もあちこちに行かねばならない。一括して住む老人ホームのようなものがほしい。言葉の面でも交流できるし、体操・食事なども安心だ。費用も節約できる。「帰国者の家」のような施設を作ってほしい。そうでないと私達は自宅で孤独死するかもしれない。今のままでは、近所との付き合いもないから、孤独死してもわからない」

3. 支援・相談員、自立指導員、自立支援通訳についてお聞きします。

7. 今年の4月以降、支援・相談員、自立指導員に何か相談しましたか。

2008年4月以降、新たな支援策が本格実施されたが、7月の調査時点で、支援・相談員、自立指導員に何らかの相談をした人は、全体の3分の1(34%)にとどまった。

しかも、相談した人々は、尼崎・明石の2市に集中している。この2市はいずれも、「中国残留日本人孤児の尊厳を守る会」が提出した推薦名簿にもとづき、残留孤児国家賠償訴訟の原告の二世が支援・相談員に就任した市である。

支援・相談員への相談活動は、比較的活発になされており、3回以上が59%、5回以上が41%を占めている。また、残留孤児の中で満足度も高く、「満足」と答えた人が65%を占めている。

一方、「不満」と答えた人も29%いるが、これはもっぱら明石市で、「支援・相談員の勤務日数をもっとふやしてほしい」という「不満」であった。いわば、支援・相談員の活動が高く評価され、その必要性・期待の大きさにもとづく「不満」である。なお明石市では、厚労省の最低基準にもとづき、1名の支援・相談員が週に3日間勤務している。

一方、4月以降、「相談しなかった」と答えた人は、全体の56%に達する。これは主に、尼崎・明石の2市以外の居住者に集中していた。本調査を実施した7月の時点で、尼崎・明石以外の多くの市では、支援・相談員はまだ設置されていなかった。神戸市はすでに支援・相談員を設置していたが、ここでは「中国残留日本人孤児の尊厳を守る会」が提出した推薦名簿に基づかず、残留孤児原告二世ではない人が任命された。遺憾ながら今回の調査結果からみる限り、その活動量は、尼崎・明石の両市に比べるとかなり低いといわざるをえない。

4月以降も「相談しなかった」と答えた人の多くは、その理由としてが、「支援・相談員がない」、「相談するための手続き・方法がわからない」、「相談員制度があること自体、知らなかった」と語っている。

今年4月以来跟支援相谈员或自立指导员咨询、商量过什么吗？

回答“咨询、商量了”的占三分之一（34%），集中在尼崎和明石两个市。两市的相谈员都是国家赔偿诉讼原告的第二代。两市的咨询活动开展得比较活跃。（咨询3次以上的占59%。5次以上的占41%）。此外残留孤儿的满意程度较高。回答满意的有65%，回答“不满意”有29%。回答“不满意”的人，主要是对相谈员的工作日太少表示不满。对相谈员的需求和期望很大。

回答“没咨询、商量过”的占56%。集中在尼崎・明石以外的地方。（调查时许多市还没有设相谈员。神戸市虽然设了相谈员，但不是原告第二代）

“没有咨询和商量”的原因 ← “没有相谈员” “不知道手续和方法” “不知道有相谈员这一制度”

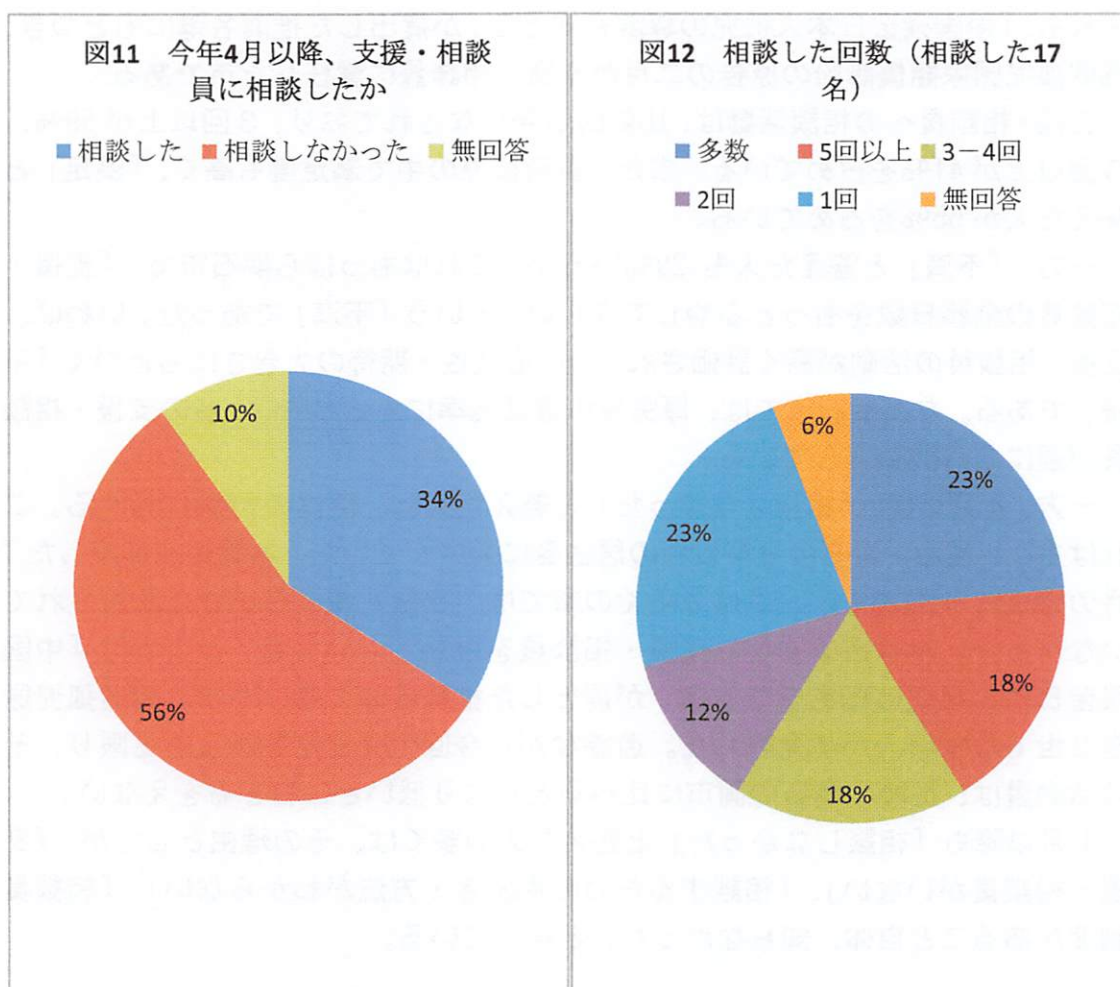


図13 支援・相談員等への相談・市別

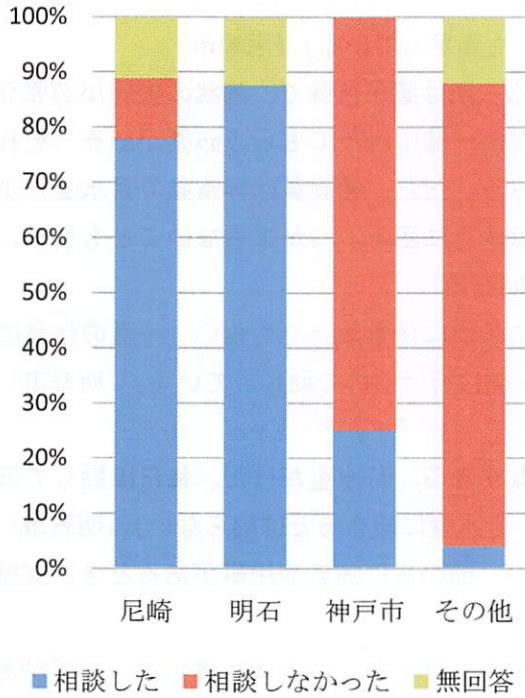


図14 支援・相談員等への相談・満足度 (相談した17名)

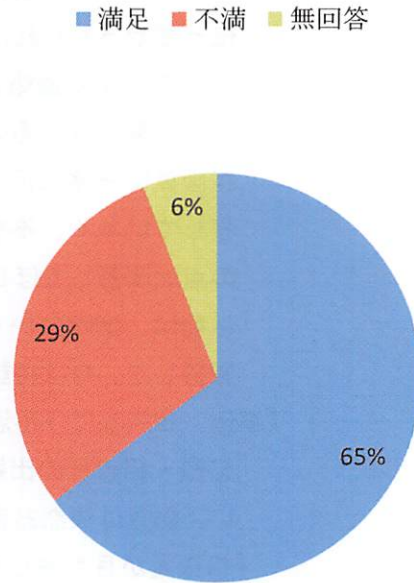
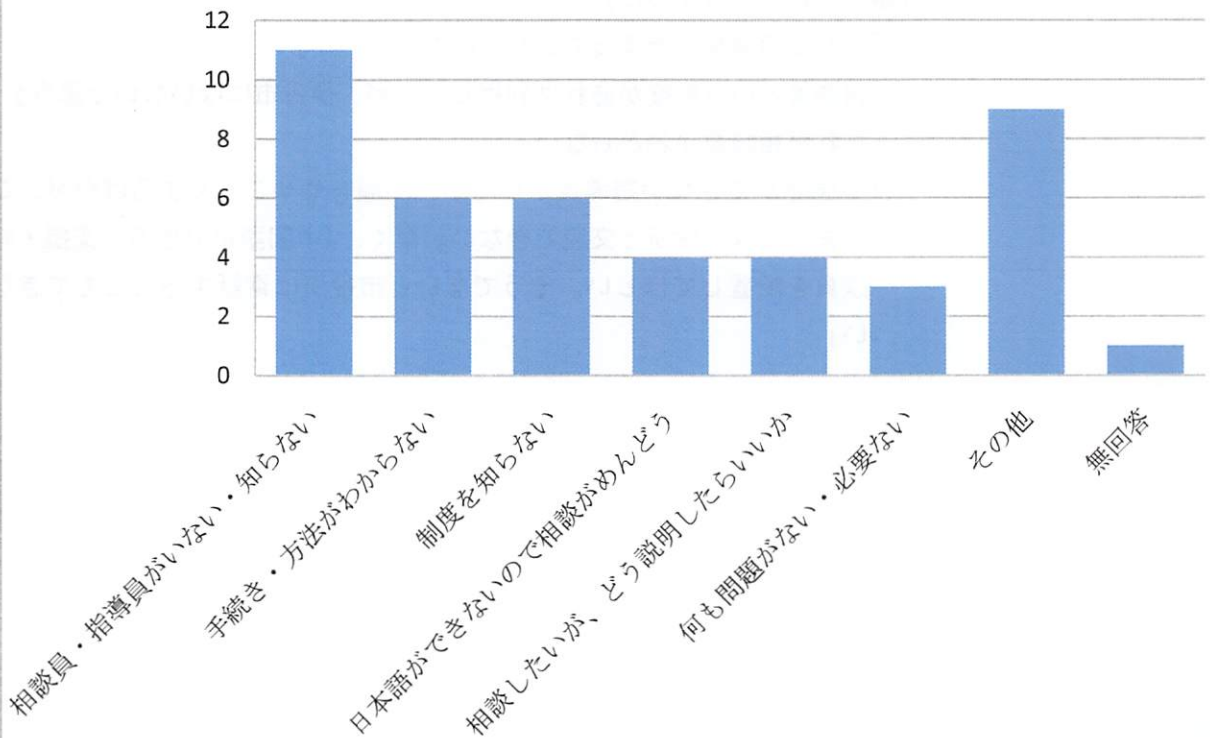


図15 相談しなかった理由 (相談しなかった28名)



【事例：相談して「満足」】

「夫が入院した時、病状の説明や医療のことについていろいろめんどろをみてくれた。また夫が亡くなった時、火葬についてすべて彼らが手伝ってやってくれた。とても満足している」(尼崎市)

「けっこうよく連絡している。私は薬が特殊で、病状の説明が必要なので、言葉が分かる人に病院に一緒に行ってもらう必要がある。それで相談員に一緒に行ってもらう。ただ、相談員は非常勤で月水金しか勤務していなく、不在の時は本当に困る。つかまらないことも多く、その点は改善してほしい」(明石市)

「以前は、病院にいくたびに子供に付き添ってもらい、子供の仕事にも影響した。今は相談員と一緒にいけるので助かっている」(明石市)

【事例：相談して「不満」】

「支援・相談員の出勤が少なすぎる。月水金だけだ。毎日出勤してほしい。病気は突然おきるし、月水金に起きるとは限らない」(明石市)

「相談員が月水金しかいない。他の日に病気や用事があるとき、支援を受けられない」(明石市)

「月水金だけだ。せめて火木土もきてほしい。体が悪く、いつ何があるかわからないから、せめて月1回は自宅を訪問してほしい」(明石市)

【事例：相談しなかった】

「まだこの業務は始まっていないのではないか」

「相談員という制度があれば利用したいが、伊丹市にはいないと思う」

「だれが相談員かわからない」

「中国語ができない指導員がいるが、問題をややこしくするばかり。このままでは市役所と交流できない。早く、(中国語ができる)支援・相談員を配置してほしい。そうでないと市役所に電話することもできない」

8. 今年の4月以降、支援・相談員や役所の方から、何か連絡・訪問はありましたか。

2008年4月以降、支援・相談員や市役所の方から、「訪問・連絡があった」と答えた人は、約6割（58%）であった。やはり尼崎・明石の2市で特に多い。

訪問・連絡の回数は、「1回だけ」であることが59%と最も多い。ただし、尼崎・明石では、複数回の訪問・連絡がなされている。

「訪問・連絡があった」と答えた人に、その満足度を聞くと、「満足」が48%であった。「満足」と答えた人も、尼崎・明石で特に多い。

一方、訪問・連絡に「不満」と感じている人は38%である。尼崎・明石以外の市で、多く聞かれた。不満の内容は、「残留孤児に対する理解不足」、「見に来ただけで内容がない」、「依然として生活保護受給者と同様にみなしている」、「問題があっても解決してくれない」、「監視するような態度」などである。

さらに、「訪問・連絡がなかった」と答えた人は、3分の1以上（34%）を占める。当然、尼崎・明石以外の市である。ここでは、行政から一度も連絡・訪問がないことに対する不満・不信感が聞かれた。

総じて、「中国残留日本人孤児の尊厳を守る会」が提出した推薦名簿に基づき、残留孤児原告の2世を支援・相談員として採用した尼崎・明石の2市では、行政の取り組みも活性化し、残留孤児の中でも満足度が高い。これに対し、支援・相談員が未配置だったり、あるいは当事者である残留孤児の意見・要望をあまり聞かず、行政が一方向的に支援・相談員を任命した地域では、行政の取り組み自体が消極的で、残留孤児の側からも批判が多く聞かれる。

今年4月以后，有没有支援相谈员或市政府的人员与您联系过或做过家访？

回答“有联系，访问过”的占58%。以尼崎和明石市居多。

联系、访问的次数，“只有1次”的占59%，但尼崎・明石市有多次访问联系。

在有联系或访问的人中，感到“满意”的为48%。也以尼崎和明石居多。感到“不满意”的占38%。大多在其他市。不满意的内容主要是“对孤儿理解不够”，“只是来看看，没有内容”，“把我们跟领生活保护的人同样看待”，“有问题也不给我们解决”，“用监视的态度”。

“没联系，没访问过”的占三分之一以上（34%）。集中在尼崎・明石以外。大家对市行政部门不闻不问的做法感到不满意和不信任。

采用原告的第二代担任相谈员的尼崎和明石两个市，行政部门也积极配合，孤儿们的满意程度较高。没设立相谈员的市，或者虽然设了相谈员，但毫不考虑孤儿们的意见和要求的方面，其行政部门的配合很消极。孤儿们对此持批评的态度。

図16 今年4月以降、役所、支援・相談員からの連絡・訪問

■ 訪問・連絡あり ■ 訪問・連絡なし
■ 無回答

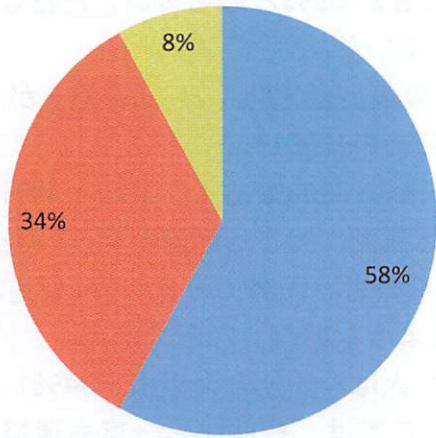


図17 役所、支援・相談員からの連絡・訪問回数（訪問・連絡あった29名）

■ 多数 ■ 5回以上 ■ 3-4回
■ 2回 ■ 1回 ■ 無回答

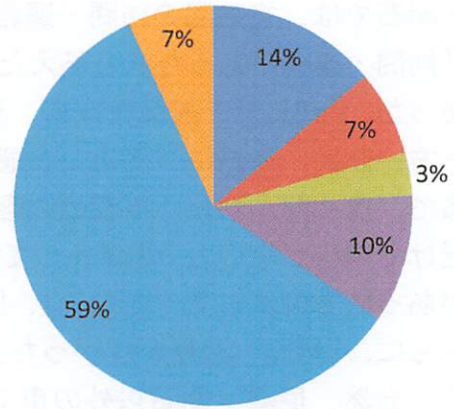


図18 役所、支援・相談員からの連絡・訪問・市別

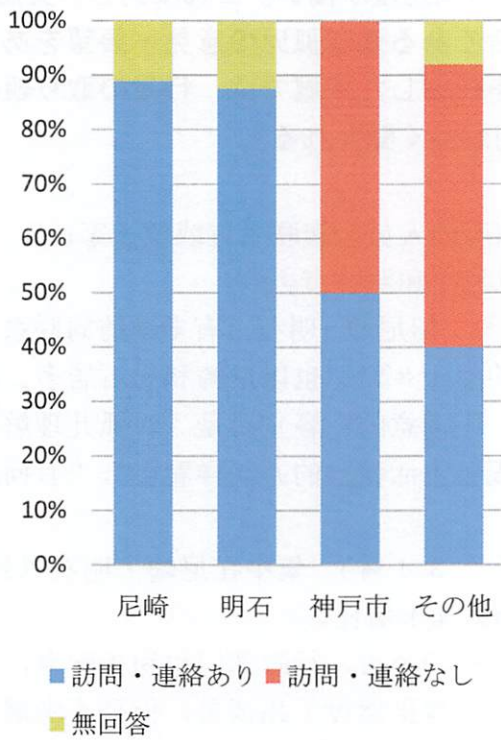


図19 役所、支援・相談員からの連絡・訪問回数・市別（連絡あった29名）

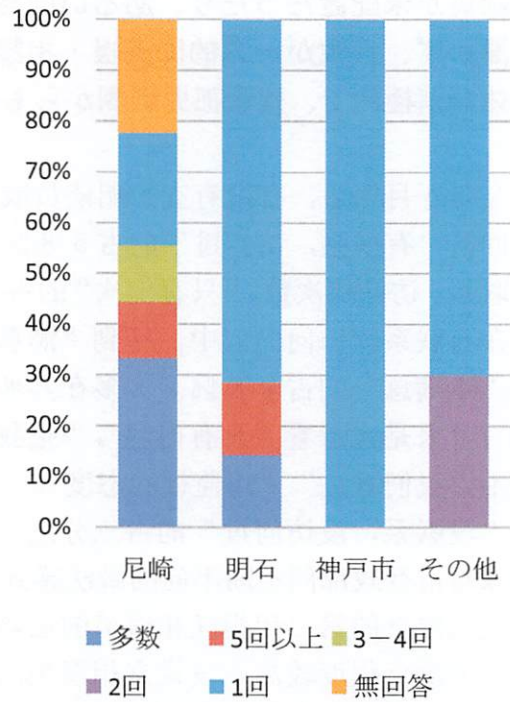
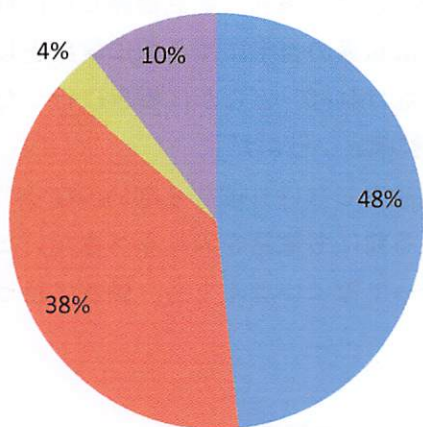


図20 役所、支援・相談員等からの連絡・訪問について（連絡・訪問があった29名）

■ 満足 ■ 不満 ■ その他 ■ 無回答



【事例：訪問・連絡に「満足」】

「支援・相談員と市役所の福祉担当の人が一緒に家に来てくれた。病院や健康のこと、困ったことがありますかといういろいろ聞いてくれた。とても満足した」（明石市）

「困ったことがあったら相談しているし、病院に連れて行ってくれた。満足している」（明石市）

【事例：訪問・連絡に「不満」】

「残留孤児のことを理解しているとは思えなかった」

「内容がない。ただ、いるかどうかを見に来ただけ。関心をもつというより、監視だ」

「生活保護受給者と同じようにみなしているようだ。あまりいい印象ではなかった」

「夜間中学のことで連絡があったが、役所の方は『わからない』と言って帰っただけ」

「役所の人が2～3回、自宅にきた。対応はていねいだったが、家と車があるので支援金は受けられないと言われた。でも、その後、弁護士が電話して受けられるようになった」

「市役所の福祉課に行くと、通訳の人がいるので担当者を紹介してくれ

るが、何を相談してもまともに返答をくれないか、あるいは決定権がないので答えられない。年金通知や県営住宅について質問したが、答えてくれない」

「訪問してきて、家の中を見せてほしいと言われた。これはプライバシーの侵害」

「私達は市役所に手続きに行くとき、事前に電話連絡しなければならない。しかし市役所の担当者は私達の自宅にくる前に電話をしたことがない。もし私達が自宅にいなければ、どこかに働きに行ったのではないかと疑っている。これを監視というのだ」

「私達が市役所に行く前に電話をしなければならないのなら、市役所の職員が私達の自宅を訪問する前にも電話を入れるべきだ。たとえば病院に行ったり、買い物に行って家にいなくても、働きに行ったのではないかと監視している」

【事例：訪問・連絡が「ない」ことへの不満】

「帰国者・残留孤児として、市から何の連絡ももらったことはない。死に物狂いで働いてきたのに、皆から忘れられたような感じがする」

「全然連絡はない。私も残留孤児なのだから、少しは連絡をすべきだ」

9. この1年間、自立指導員から何か連絡・訪問はありましたか。

自立指導員は、帰国後数年間に限って、配置される。ただし兵庫県では、その後も一貫して自立指導員制度を継続し、行政は、自立指導員を通して援護施策を展開・実施するという形をとってきた。

しかし、兵庫県におけるこの方式は、実質的にはあまり機能してこなかった。

過去1年間、自立指導員からの連絡・訪問は「なかった」との回答が、78%と圧倒的に多い。「あった」と答えた人は、8%にすぎない。

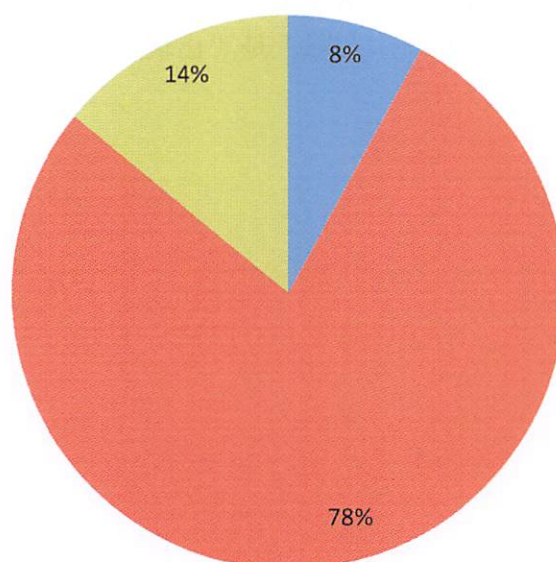
したがって、2007年度から実施されていたはずの「地域生活支援プログラム」の内容も、当事者である残留孤児にはほとんど伝わっていない。

自立指导员在最近这一年里，联系、访问过你吗？

大多数回答“没有”（78%）。仅有8%回答“有”。因此，2007年度开始实施的“地方生活支援计划”的内容，作为当事人的残留孤儿也几乎不知晓。

図21 過去1年間、自立指導員からの連絡・訪問

■あり ■なし ■無回答



10. これまで長い間、残留孤児の問題については自立指導員が相談にのることになっていました。ご自分の自立指導員について、どう思いますか。

自立指導員が「信頼して何でも相談できた」という回答は 20%にとどまる。しかも、この中には、「帰国当初だけ、相談できた。もう長い間、連絡はとっていない」というケースも含む。

これに対し、「一応、相談にはのってくれたが、問題も多かった」、および「実際には問題が多く、相談できなかった」など、問題を指摘する回答は 36%を占める。具体的な問題の内容は、「言葉が通じない」、「強圧的・監視的な指導」、「問題を解決する能力がない、または解決しようとする姿勢がない」などである。

「自立指導員はいなかった」という回答も、16%を占める。

「その他」の回答も 16%あるが、これも内容を検討すると、「問題があった」「いなかった」に含まれる。

对自己的自立指导员的评价：

回答对自立指导员“很信赖，什么都能商量”的占 20%。但其中包括“只是在当初刚回国的时候如此，现在很久没联系了”的情况。

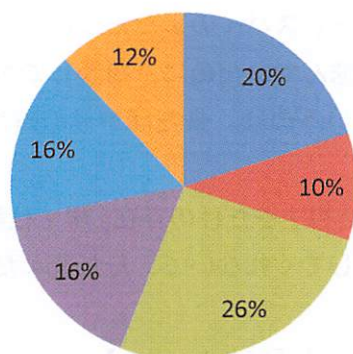
回答“商量是商量了，但问题很多”，“实际上问题太多了，根本没法商量”等的人占 36%。具体问题为“语言不通”、“压制・监视性的指导”、“缺乏解决问题的能力 and 热情”等。

16%的人“一直没有自立指导员”。

回答“其他”的占 16%。实际上是“出现问题了”或“没有指导员”。

図22 自分の自立指導員

- 信頼して何でも相談できた
- 一応、相談にはのってくれたが、問題も多かった
- 実際には問題が多く、相談できなかった
- いなかった
- その他
- 無回答



【事例：自立指導員の問題点】

「言葉もわからないのに、自立しろとばかり迫られ、いやな思いをさせられた」

「自立指導員は本当に態度が悪い」

「相談する価値がない。相談しても役に立たない。彼らは何でも政府の政策に沿って対処するから、国に対する不満を言っても仕方がない」

「自立指導員は中国語ができず、意志疎通できなかった」

「私は自営業の小売店を開こうと思って自立指導員に相談したが、『そんな商売が成功するなら、だれも働かない』と馬鹿にされ、相手にされなかった」

「自立指導員は中国語ができないから、ほとんど連絡がない。一度、新しい支援策について日本語で説明にきてくれたが、ほとんど理解できなかった」

「中国語ができない上、残留孤児のことを理解しようとしめない。こちらの意見を聞かず、ただ自分の考えだけを押し付けようとする」

「帰国後2～3回ほど家に来たが、中国語ができず、助けてくれるとかはなかった」

「来日当時、家族6人で2室の住宅に入れられた。狭くてとても住めな

いから自立指導員に相談したが、それは保障人の責任だと言い逃れをするばかりで、何もしてくれなかった。それ以外にも問題が多く、存在価値がなかった」

「自立指導員は問題が多かったし、今はもう亡くなっている」

「帰国して1年半ほど外国人登録をされていた。それを自立指導員に相談したが、国が認めてくれないからと言うばかりだった。役に立たなかった」

「まだ自立していなかったころ、私達の状況をすべて県に悪意がある形で報告していた。スパイのようだった」

「住宅の問題で悩んでいたのに、相談しても何もしてくれなかった」

「自立指導員というのは、来たばかりの時だけで、その後は何も連絡はない」

「我々の生活を監視するだけの存在。早く仕事をしろと催促するばかり。仕事を紹介はしてくれないで、ただ我々だけを責め立てる」

【事例：自立指導員は「いなかった」】

「自立相談員は、来日した時はいたが、数年で亡くなった。その後はずっといない」

「長い間、連絡したことがない。今は自立指導員はいないと思っていた」

「帰国当初の自立指導員はよくしてくれたが、その後、自立指導員が変わってからは、まったく連絡がない。引き継ぎがされなかったのではないか。今はだれが指導員が知らない」

【事例：自立指導員について：その他】

「関係はよくも悪くもない。普通。でも、問題を相談したことはない。指導員には相談できない。いても役に立たないから存在価値がない」

「ずっと連絡はないままだから、関係がない」

「10年間以上、連絡をとっていない」

「もう長い間、連絡したことがないので、今も生きていますかどうかかわからない」

「中国語ができない人だから、ほとんど連絡しない」

「自立指導員は今、多分90歳くらいだ。相談は何もしていない」

「80歳以上の人で、数年前に1度会っただけ。名前も忘れた。あまり意味がないと思う」

11. 今回、「支援・相談員」という制度ができました。あなたは、どんな人に「支援・相談員」になってほしいですか。

「これまでの自立指導員に続けてほしい」と答えた人は、わずか4%にとどまる。これに対し、「帰国者の二世・三世になってほしい」との回答は、64%と圧倒的に多い。「その他」の回答も14%を占めるが、これも具体的な内容をみると「中国語ができる人」、「高齢でない人」、「残留孤児に理解ある人」など、実質的には自立指導員が支援・相談員になることに対して否定的な内容であることが多い。

希望由什么样的人来担当“支援相談员”？

回答“希望以前给我担当自立指导员的人来担当”的只占4%。

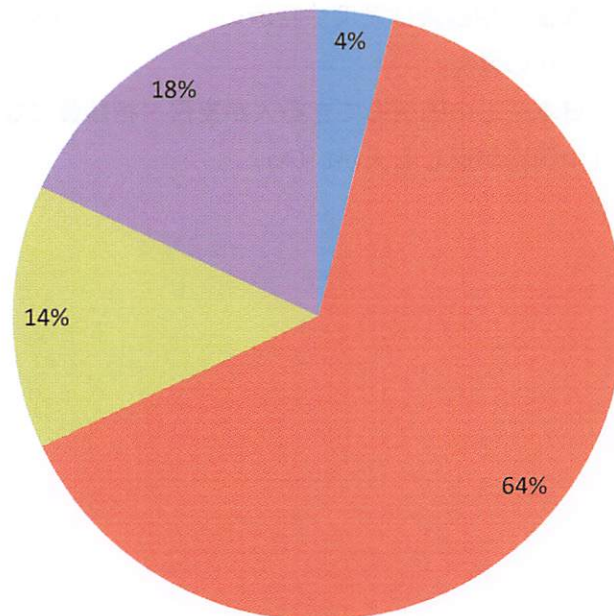
回答“希望归国者的第二代或第三代来担当”的占64%，为大多数。

回答“其他”的有14%。从具体内容来看，希望是“会汉语的人”、“年纪不要太老”、“理解孤儿的人”。

实际上是否定了由自立指导员来担任支援相談员。

図23 支援・相談員について

■ これまでの自立指導員に続けてほしい ■ 帰国者の二世・三世になってほしい
■ その他 ■ 無回答



【事例：支援・相談員＝二世になってほしい】

「自立指導員は中国語ができず、役に立たないから」

「二世だと、残留孤児のことを理解しているから、安心して相談できる」

「日本語と中国語ができて、交流が便利になるから」

「中国語ができる二世・三世がいい」

「二世は残留孤児の苦しみをよく知り、親切に助けてくれる。特に私達はだんだん高齢化するので、病気の時、ついて行ってくれるような人でないと困る。自立指導員は高齢すぎる」

「中国語と日本語ができる人でなければならない」

「私の自立指導員は悪い人ではないが、もう70～80歳だ。それに中国語が少ししかできない。だから2～3世の方がいい」

「昔の自立指導員には情がない。それにもう高齢だ」

「もっと若くて残留孤児のことをよく理解している人になってほしい。今の支援・相談員は、元の生活保護担当の人で、かなり高齢だし、孤児に対する理解にも疑問がある」

「私は2世のAさん（今の支援・相談員）にずっとお願いしたい。彼女は1世のことをよく理解しているし、熱心で、自分の時間を削って親切に対処してくれる。私は年々年をとっているから、彼女のような支援・相談員が絶対に必要だ」

【事例：支援・相談員＝その他】

「支援・相談員は制度や経済のことだけでなく、精神的な相談・信頼関係が必要だ」

「日本語も中国語もできる人が支援・相談員になった方がいいと思う」

「中国語が通じる方がいい」

4. 二世・三世のお仕事についてお聞きします。

12. 別居しているお子さん、お孫さんの仕事を教えてください。(学生以外)

学生以外の子どもや孫のほとんどは就労している。専業主婦を含む無職は、極めて少ない(9%)。

就労者の中では、常雇、および非正規雇用がそれぞれ約4割で拮抗している。自営は10%を占める。

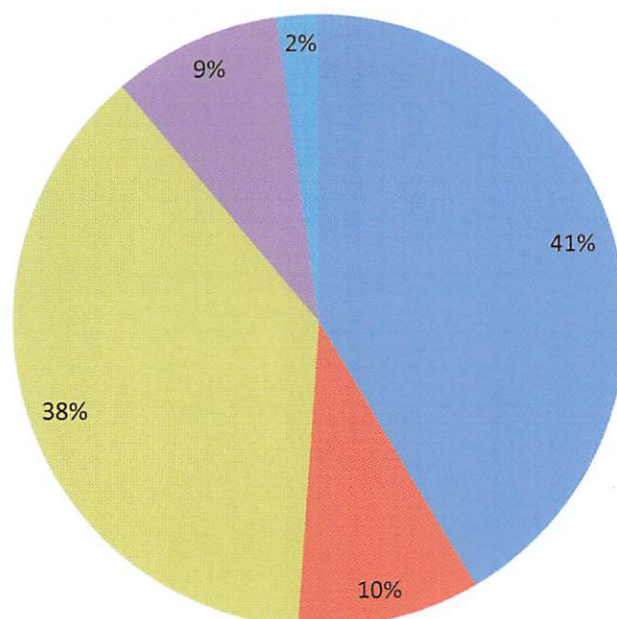
第二代、第三代子女の就業情况:

除学生以外，基本都就业了。无职业（包括家庭主妇）的很少（9%）。

就业人员中，长期雇用与非正式雇用的人数相当（各约占40%）。个体经营者为10%。

図24 子供・孫の雇用形態（子供・孫135名）

■ 常雇 ■ 自営 ■ 非正規雇用 ■ 無職 ■ 無回答



13. 二世・三世の方が、仕事や就職のことで困っていることはありますか。(いくつかでも選択)

「問題なし」、および「無回答」が比較的多い。ただし、「問題なし」は、特に自営業で多く、「自営だから、労働条件の問題はいえない」といった内容である。また「無回答」が多いのは、二世・三世が親に心配をかけまいとして、あまり残留孤児に職場での問題を話していないことに加え、日本の職場についての基本的な知識がない残留孤児には具体的なイメージが湧きにくいことも影響していると思われる。

回答者の中では、「賃金が低い」、「仕事がきつい」、「正社員になれない」などが多い。また、残留孤児の二世・三世に独自の問題として、「日本語がわからない」、「日本人に差別される」、「中国で身につけた専門技術が生かせない」といった声も一定の位置を占める。

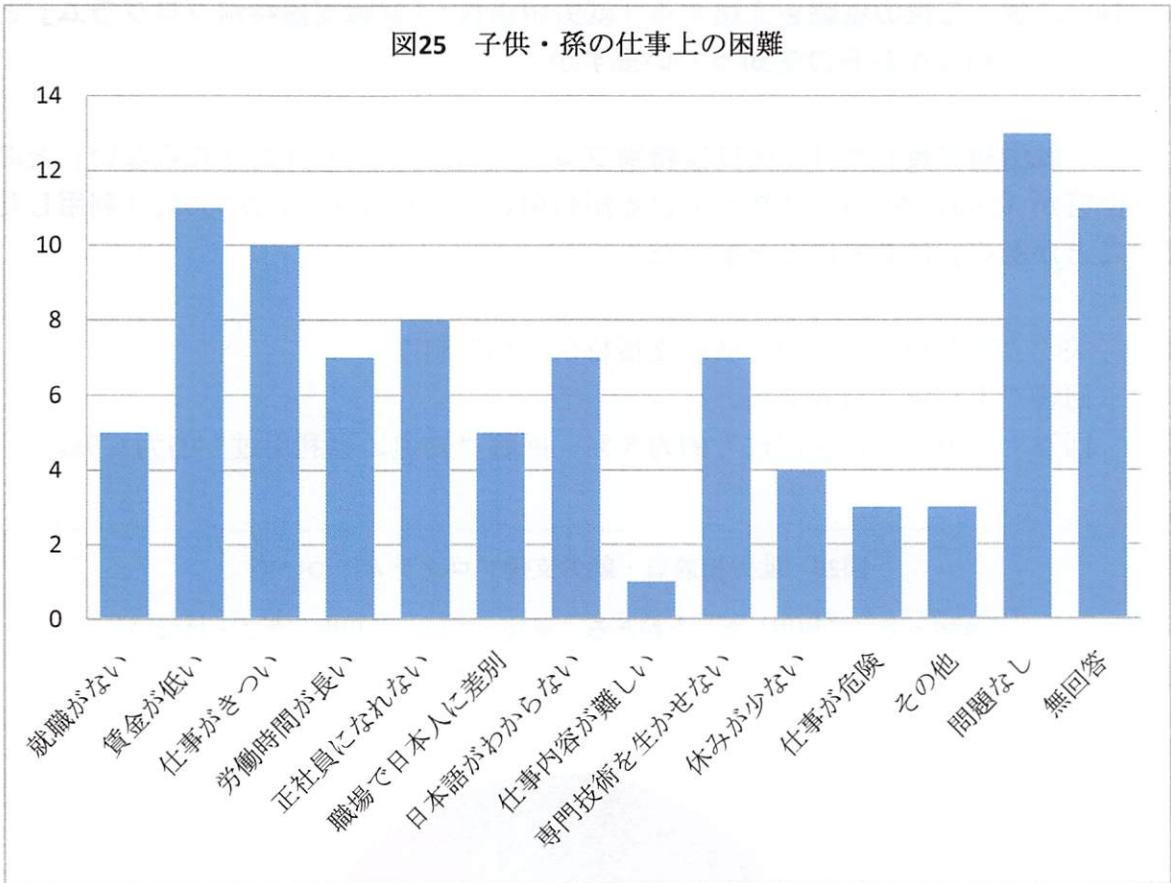
第二代、第三代子女在工作上存在什么问题？

回答“没有问题”或无回答的较多，但以个体经营者为主。

在无回答的人中，估计是子女不愿意让父母操心，不大对长辈谈论工作情况，而残留孤儿对日本的工作情况也缺乏了解所致。

回答者当中，认为“工资低”、“工作很累”、“当不了正式社员”等的较多。此外还有一些第二代、第三代自身遇到的问题：“不懂日语”、“受日本人的歧视”、“不能发挥自己在中国学到的专业技术”。

図25 子供・孫の仕事上の困難



【事例：二世の仕事上の問題】

「三女は日本語が下手で、仕事を探しにくい」

「2人の息子は日本語がそれほど上手ではないので、心配している」

「長男と次男は以前は正社員だったがリストラされて転職し、今は臨時雇。彼らは日本語は話すのが苦手で、就職も難しい。中国では金属加工の技術を生かす仕事をしていたが、日本ではそうした仕事が見つからないので技術は生かせない。しかも長男は今年3月、交通事故にあい、給料がもらえない状態が続いている」

「長男は自営業（ギョウザ店）といっても、小さな食堂で、1日15～16時間働いても、手取りは10万円にもならない。ほんとうにかわいそう。今は特に中国ギョウザ問題で、不振が続いている。そうでなくても収入が少ないのに、本当に大変だ。パートの娘たちは月6～7万円しか収入がない」

「二世が不安定な仕事なので、老後の年金問題が心配だ」

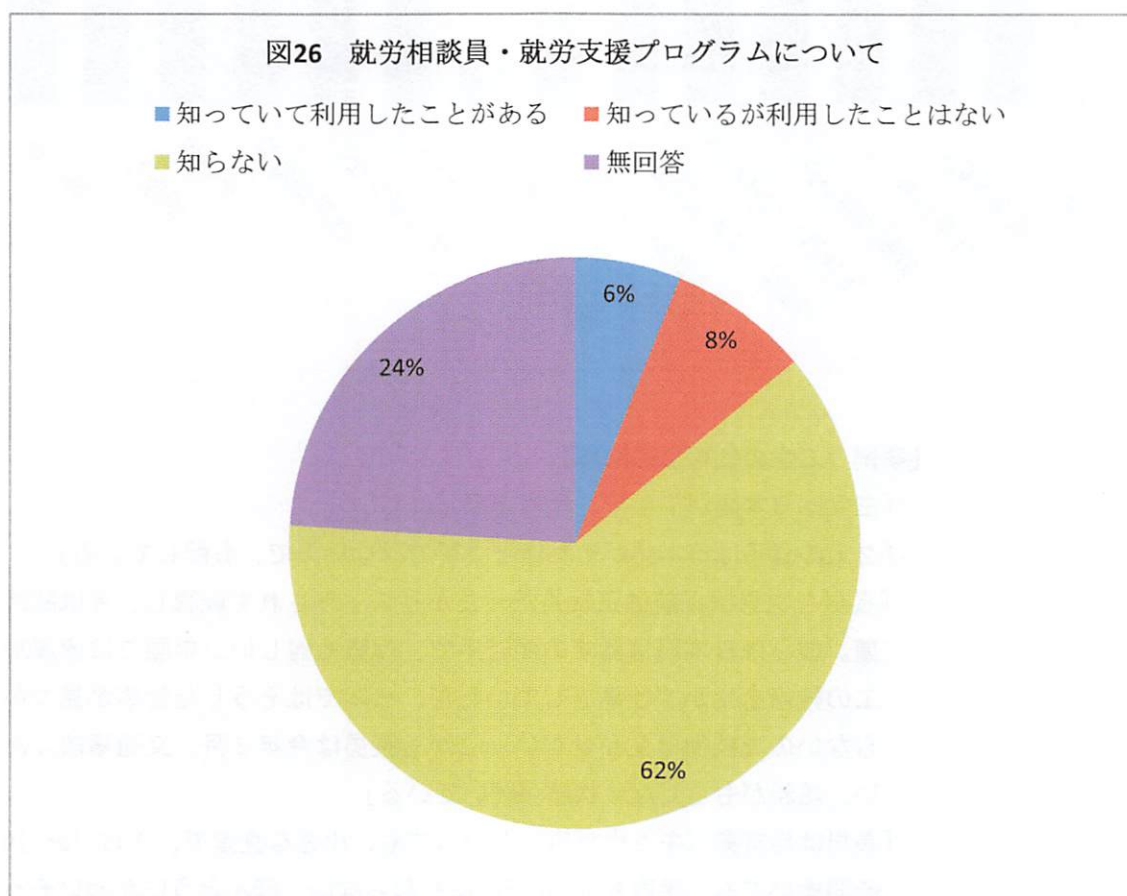
14. 二世・三世の就職を支援する「就労相談員」「就職支援特別プログラム」という制度があるのを知っていますか。

「就労相談員」や「就職支援特別プログラム」については、「知らない」との回答が62%を占めた。「知っているが利用したことはない」が8%、「利用したことがある」は6%にとどまった。

关于“就労相談員”和“就職支援特別计划”制度：

回答“不知道”占62%。

回答“知道，但没利用过”的为8%。回答“知道，也利用过”的为6%。



5. その他、普段の生活のことについてお聞きします。

15. 現在、あなたは日本語教室・生活講座・夜間中学などに通っていますか。(いくつでも選択)

日本語教室などに「通っていない」人は約4割(38%)を占める。「通っていない」主な理由は、「病気・障害・体調のため」が最も多く、ひきこもりにならないように何らかの対処が求められている。また中には、「日本語ができないから通わない」というケースもあり、一層の配慮と支援が求められる。

一方、日本語教室などに通っている人の中では、「中国『残留日本人孤児』を支援する会」やそのメンバーが運営する「楽しい生活講座」、「尼崎の教室」、「宝塚の教室」、および他団体が運営する「学園都市の教室」への参加者が、特に多かった。

これらの日本語教室に対しては、「以前は孤独だったが、日本語教室に通うようになって、今は充実しており、いきがいに感じている」といった肯定的評価が多く聞かれる。

ただし、日本語教室に通うための交通費は、依然として大きな問題である。「本当はもっと通いたいけど交通費が問題」、「配偶者にも交通費を」、「遠方の教室にも通いたいけど交通費が出ない」、「行政から支給されるはずの交通費がまだ支給されていない。このままでは通えなくなる」といった声が聞かれる。

有没有去日语教室、生活讲座、夜校？

回答“没去”日语教室的占38%（19名）。

理由←“因为有病，有残障，身体不好”为最多。希望有措施能帮他们解决困在家里的情况。其中还有“因为不会日语所以去不了”的人。

现在参加日语教室的人当中，大多数是去参加支援会办的“愉快的生活讲座”、“尼崎的教室”、“宝塚的教室”，还有其他团体办的“学园都市的教室”等。对这些教室评价多为肯定。“以前很孤独。上日语教室以后现在过得很充实，感到人生的意义”。

但是交通费方面有问题。“很想多去几次，但交通费是个问题”、“希望给配偶者也支付交通费”、“远一点儿的教室也很想去，但不给交通费”、“交通费还没发，所以去不了”。

図27 日本語教室への参加

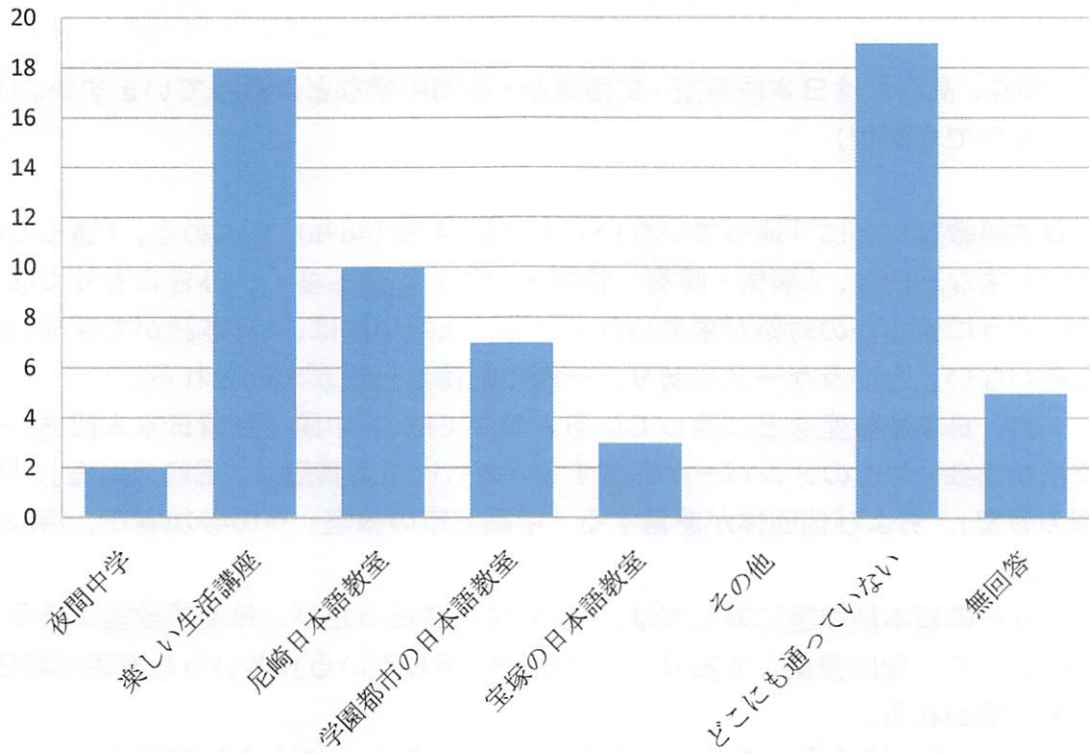
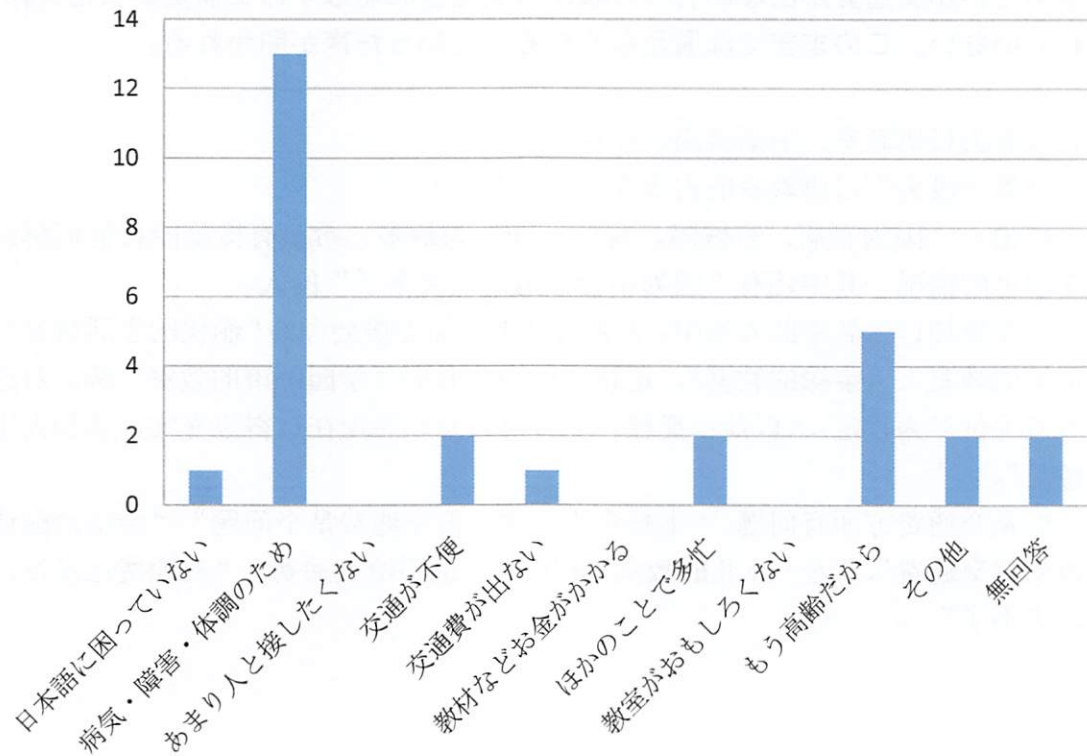


図28 日本語教室に通わない理由



【事例：日本語教室に通わない理由】

「前に行ったことがあるが、耳が悪いし、足もよくないから行かなくなった」

「長時間座ると事が痛む」

「言葉がわからず、漢字も読み書きできないから、日本語教室には行っていない」

「本当は日本語教室に行きたいが、しゃべれないので行っていない」

【事例：日本語教室への肯定的評価】

「今の生活も孤独で寂しいが、それでも日本語教室に通うことで、だいぶましになったと思う」

「以前は孤独だったが、今は日本語教室に通っているので充実している」

『楽しい生活講座』は、先生が優しくて楽しい。生活にいきがいができる」

【事例：日本語教室の交通費問題】

「最初、月水金週3回の日本語の勉強に行く交通費が出なかった」

「近くには日本語教室がなく、遠方に通っているから、交通費をもらいたい。交通費さえもらえるなら、『楽しい生活講座』へも通いたい」

「配偶者に対しても、日本語の勉強のための交通費を負担してもらいたい」

「夜間中学の交通費がほしい」

「早く交通費をください。通学・日本語教室のための」

「姫路から神戸に行くと交通費がもらえないから、日本語を勉強できない」

16. 現在、あなたは近所の地域住民（帰国者以外）と、どのくらい、交流がありますか。

地域住民との交流は、「あいさつをする程度」が48%、「交流はまったくない」が24%を占め、両者の合計で計72%に達する。依然として、近隣では孤立傾向にあるといえよう。

さらに、「孫と話せない」、「中国語で話すと孫がいやがる」、「子供は生活に追われて忙しく、なかなか孫との会話の通訳も頼めない」など、肉親とも言葉の壁で十分に交流ができず、孤立感に拍車がかかっている。

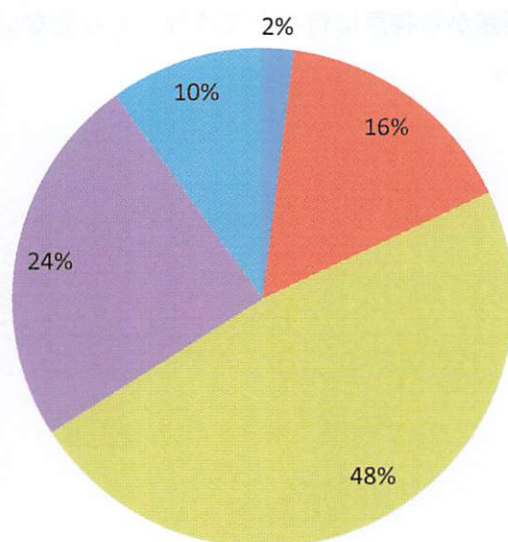
跟街坊邻居的交往情况：

“只是见面打个招呼而已”的为48%，“完全没有交往”的为24%，两者总计为72%。在左邻右舍中依然呈孤立状态。

就连跟家人之间交流也出现了语言障碍，越发感到孤立。“跟孙子交流不了”，“说汉语，孙子不乐意”，“孩子忙于应付生活，没工夫给我们和孙子当翻译。”

図29 近隣住民との交流

- 信頼して何でも話せる相手がいる
- 普通につきあえる友人がいる
- あいさつをする程度
- 交流はまったくない
- 無回答



【事例：近隣との言葉の壁】

「言葉がわからず交流できない」

「会話は一応できるが、自治会の会議などで他人どうしがしゃべっている内容は理解できない」

「近所の友達がほしい。『楽しい生活講座』で人との交流は増えたが、近所の人とはあいさつ程度」

【事例：肉親との言葉の壁】

「肉親である自分の姉とも意思の疎通ができない。理解してもらいたい」

「孫とも交流できない。孫たちは中国語ができない。娘は両方の言葉ができるが、仕事で忙しいのでなかなか交流できない」

「私が孫の前で中国語をしゃべったら、『中国語はだめ。うるさい』と言われた。私達は子供達を土の中に捨ててしまったようだ（交流できないという意味）」

17. 現在、あなたがふだんの生活の中で困っていることは何ですか。(いくつでも選択)

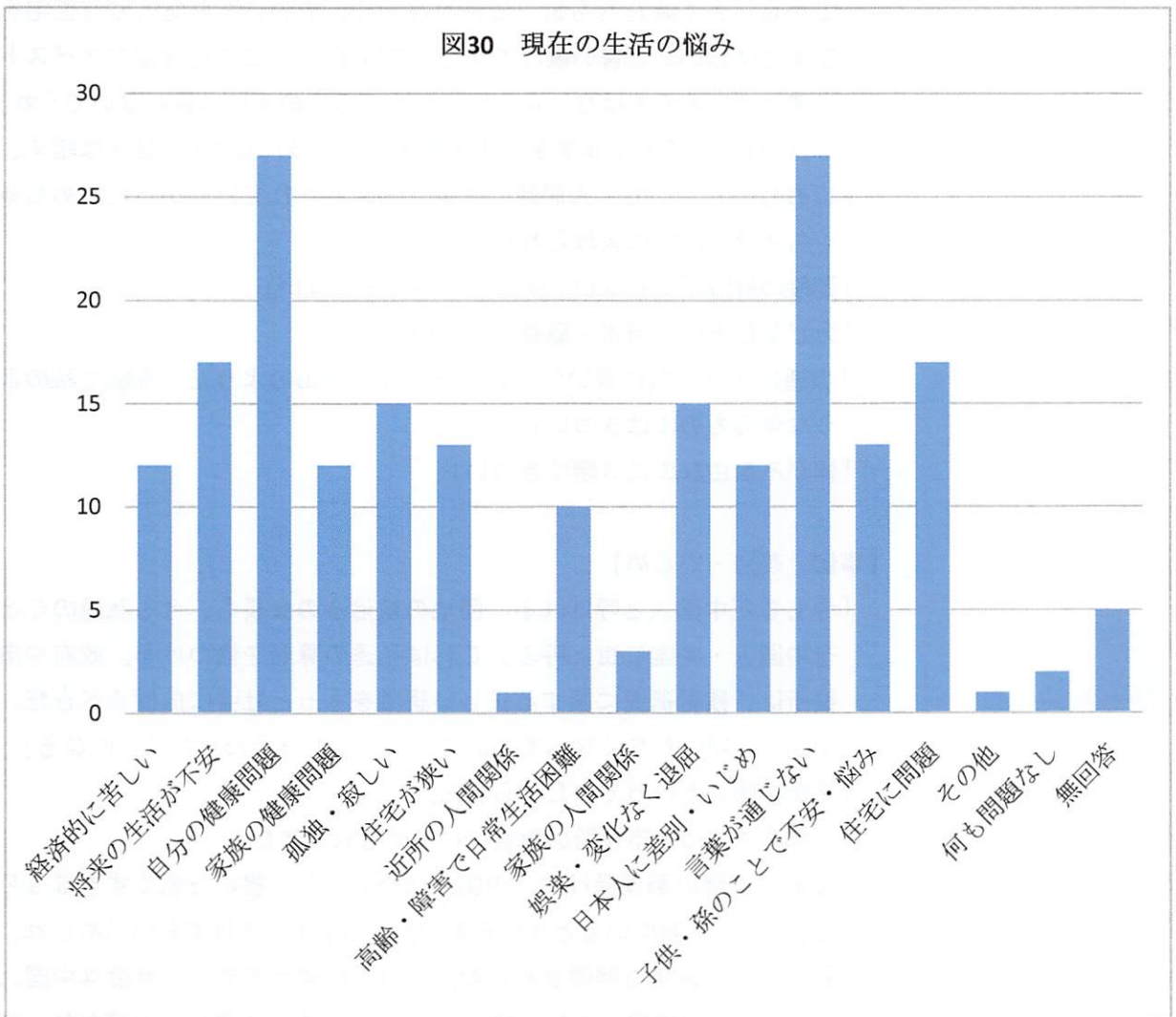
現在、生活の中で困っていることは、多様な分野・領域に及ぶ。またこれらは別々の問題ではなく、たとえば「健康状態に問題があるため、住宅の階段の昇降が困難であり、それを相談・解決しようにも言葉の壁があり、ますます引きこもりがちになって孤立感を深め、また運動不足から健康問題をさらに深刻化させる」といった形で、相互に密接に絡み合い悪循環を形成している。

- ① 自分や家族の健康問題：「自分の健康問題」(27人)、「家族の健康問題」(12人)、「高齢・障害で日常生活が大変」(10人)
- ② 言葉の壁や孤立感：「言葉が通じない」(27人)、「孤独・寂しい」(15人)、「娯楽・変化なく退屈」(15人)。
- ③ 住宅問題：「住宅が狭い」(13人)「住宅に問題」(17人・登坂困難・階段昇降困難・老朽化)。
- ④ 経済・生活不安：「将来の生活が不安」(17人)、「経済的に苦しい」(12人)。
- ⑤ 二世・三世問題：「子供・孫のことで心配」(13人)。
- ⑥ 差別：「日本人に差別・いじめ」(12名)。

关于现在日常生活中的烦恼：

- ①自己和家人的健康问题：“自己的健康问题”(27人)，“家人的健康问题”(12人)，“因为岁数大了或者身体有毛病，日常生活很不方便”(10人)
- ②语言障碍和孤立感：“语言不通”(27人)，“孤独、寂寞”(15人)，“缺乏娱乐和变化，很无聊”(15人)。
- ③住宅问题：“住房很窄”(13人)，“住房有问题(17人，上下坡困难，上下楼不方便，房子太旧)
- ④经济和生活上的不安：“对将来的生活感到不安”(17人)，“经济上很困难”(12人)。
- ⑤第二代・第三代的问题：“担心孩子和孙子”(13人)。
- ⑥歧视：“受日本人歧视和欺负”(12人)。

図30 現在の生活の悩み



【事例：住宅問題】

「私は右半身が痙攣する。ひざも痛くて坂道が歩けない。坂道のない住宅に替えてほしい。今の住宅は山上にあり、登坂が不便・大変」

「住宅が狭く、発病すると体があちこちにぶつかりケガをする。何とか別の住宅に変えてほしい」

「住宅の水漏れがひどく、市役所に何度も他の住宅に変えるように要求にいった。でも生活保護だから駄目だと言われた。今年も6月に行ってケンカになり、『別の部屋に変えてくれなければ市役所に泊まり込む』と言うと、ようやく9月から変えてくれることになった。この3～4年間、ずっと要求して、やっと認めてくれた。通訳もいない中、筆談で交渉した。しかも今の住宅は、どうもアスベストを使っているようだ。私は中国で建築関係の仕事をしていたから、わかる。ここに住ん

でから、夫も娘たちも皆、湿疹がひどく、そのこともあって『住宅を変えてほしい』と言い続けてきた。市役所で、『この住宅はアスベストを使っているのではないか』と言うと、『近所の人には言わないでくれ』と言われた。それでますます不信感をもつようになった。住宅は暗く、じめじめしていて、入居時には全く掃除もされていなかった。めちゃくちゃ状態の中に入れられた」

「階段の昇降ができない。近くにスーパーがない」

「カビがひどい。漏水・騒音がひどい」

「坂道ばかり。店に買い物に行くときは、登山のようだ。高齢で私のような体のものにはきつい」

「体が不自由なのに3階はきつい」

【事例：差別・いじめ】

「今もまだ中国人と呼ばれる。団地の自治会の会長も、今も私達のことを中国人・中国二世と呼ぶ。これは私達の尊厳を傷つける。政府や市役所は、残留孤児に関する正しい認識をもっと社会に広げるべきだ。中国人と呼ばれなくなって初めて、公平に取り扱われたことになる」

「孫が中国人とっていじめられた」

「これまでずっと市役所の職員にいじめられてきた」

「以前、玄関の郵便受けに『中国人は帰れ！』と書いた紙くずをほうり込まれた。中国にいるときは日本の鬼と言われ、子供達もいじめられ、差別され、進学も制限されたのに、日本に帰ってきて、今度は中国人と言われるのは嫌だった。銭湯に行くと、『中国人臭い』と言われ、姉がなぐさめてくれたこともあった」

6. 新たな支援策と国の責任について、お聞きします。

18. 本年4月（新たな支援策が実施されて）、あなたの生活で何か変化、改善されたことはありましたか。（いくつでも選択）

新たな支援策が実施されてすでに3カ月以上が経過したにもかかわらず、「特に変化・改善はない」との回答が全体の40%に達した。「何らかの変化があった」と答えた人は、48%である。

「何らかの変化があった」と答えた人の中では、「役所の人への対応がよくなった」（17人）、「病院にかかりやすくなった」（15人）、「老後の経済生活が安定した」（14人）、「日本語教室に通いやすくなった」（11人）、「中国を訪問しやすくなった」（11人）、「支援相談員に相談できる」（10人）などが、比較的多い。

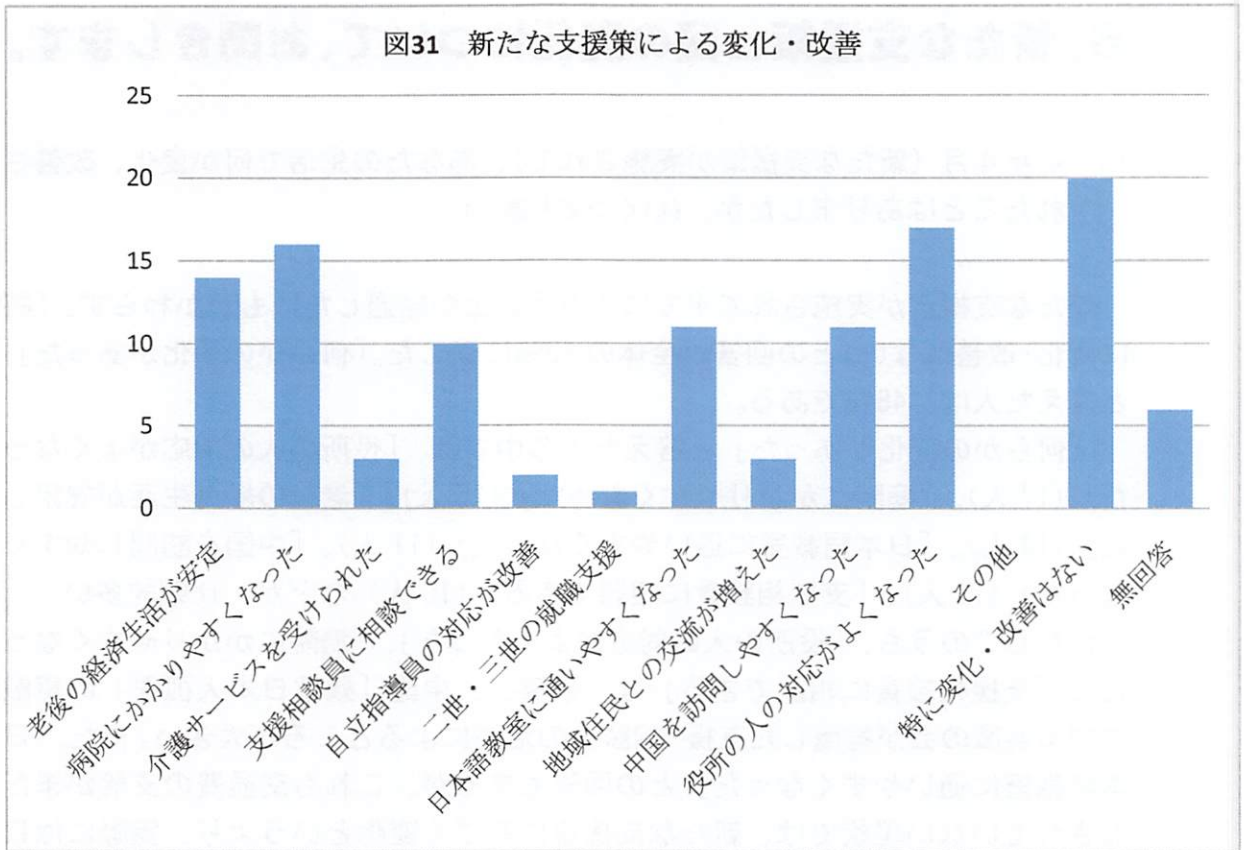
ただしこのうち、「役所の人への対応がよくなった」、「病院にかかりやすくなった」、「支援相談員に相談できる」は、事実上、中国「残留日本人孤児」の尊厳を守る兵庫の会が推薦した支援・相談員の活躍によるところが大きい。また、「日本語教室に通いやすくなった」との回答もあるが、これも交通費の支給がまだなされていない現状では、新たな支援策に基づく変化というより、実際には日本語教室を運営するボランティア組織の活動によるものといわざるをえない。

关于新的支援政策所带来的变化和改善：

认为“没有什么特别的变化和改善”的为40%。

觉得“有了一些变化”的为48%。其中，“市区政府工作人员的态度变好了”（17人），“去医院看病容易了”（15人），“晚年的经济生活稳定了”（14人），“去日语教室方便了”（11人）。“访问中国比以前容易了”（11人），“能跟支援相談員咨询、商量了”（10人）。这些改善归功于维护残留孤儿尊严会所推荐的支援相談員们的工作、还有支援者组织的日语教室等所做出的努力。

図31 新たな支援策による変化・改善



【事例：「特に変化・改善はない」】

「別に変化はない。だいたいどんな新しい支援策があるのか、私は知らない」

【事例：「役所の人の対応がよくなった」：尼崎市・明石市】

「前は病院に一緒に行ってくれる人がいなくて行けなかったが、今は支援相談員と行けるようになった」

「問題があったら、支援相談員に聞けばすぐに対応してくれるようになった」

【事例：「役所の人の対応がよくなった」：その他の市】

「以前の自立指導員は無意味だった。今度の支援・相談員は、まだ神戸市では実施されていないと思うし、よくわからないが、以前よりよくなると期待している」

「以前は市役所の人とは全く対応してくれなかったが、新しい支援策ができて『私が担当者です』と自宅にきてあいさつしてくれるようになった。それが変わった所だ」

19. 私達は、訴訟を途中で取り下げ、新たな支援策を受け入れました。このことについて、あなたはどのように思っていますか。

「国は、もっとはっきり責任を認めるべき。訴訟を取り下げたのは残念。国の責任が不明確なままの支援策には不満」と答えた人が、全体の66%を占める。

そのように答えた人に、「『国がはっきり責任を認める』とは、どういうことか?」と質問をすると、下記の回答が得られた。

- ⑤ 「収入や個別事情にかかわらず、すべての残留孤児に一律に国が補償する」(29人)
- ⑥ 「現在の支援策とまったく異なる、新たな支援策をつくる」(23人)
- ⑦ 「日本政府が正式にすべての残留孤児に謝罪する」(19人)

これに対し、「もともと新たな支援策を作るために訴訟を起こした。新たな支援策の内容にはだいたい満足できる。訴訟を取り下げたのは当然」と感じている人は、16%にとどまる。

しかも、そのように答えた人の中では、「本当は不満だが、現在の情勢では、これ以上は難しい」、「心身ともに疲れ果て、これ以上、闘えない」のように、実際には「満足」というより「やむをえない」という苦衷が聞かれた。

「その他」(6%)、「無回答」(12%)の人もあるが、その人たちの中にも、「本当は国の責任を明確にしたいが、今はやむをえない」といった声が多い。

全体として、多くの残留孤児は、この間の新たな支援策の受け入れ、訴訟の取り下げといった政治決着には満足していない。

关于撤诉和接受新的支援政策:

认为“国家应该明确承担责任。对撤诉感到很遗憾,对在没有明确国家责任的情况下而接受新的支援政策感到很不满”占66%。

在持此意见的人当中,认为怎么做才能让大家都感到“国家承认责任了”:

- ① “不管收入及个人情况如何,国家对所有的残留孤儿都一视同仁,一律给予补偿”(29人)
- ② “制定一个与现行支援政策完全不同的新的支援政策”(23人)
- ③ “日本政府正式向所有的残留孤儿谢罪”(19人)

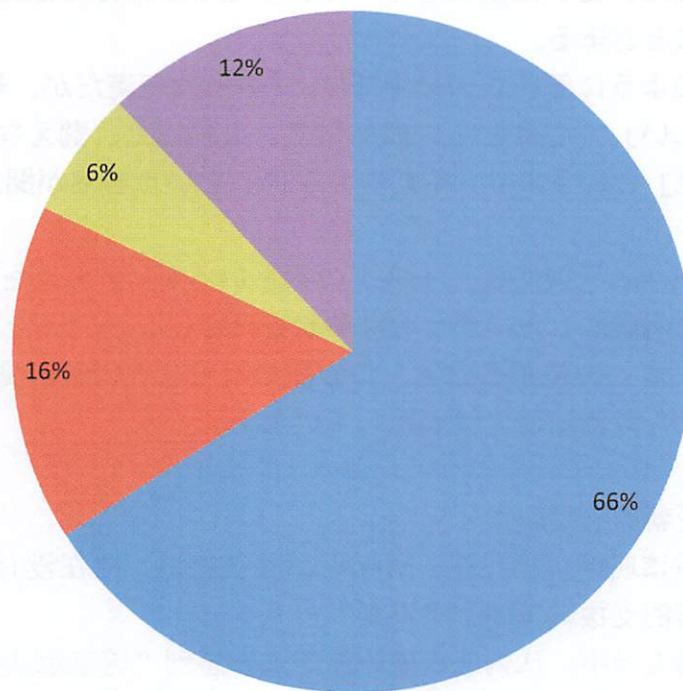
只有16%的人认为“本来就是为了制定一个新政策而上诉的。对现在这个支援政策的内容大致比较满意。所以撤诉也是理所当然”。这些人当中,有不少与其说是“现在没有什么特别的不满”不如说是“绝望,放弃”了。“从现在的形势来

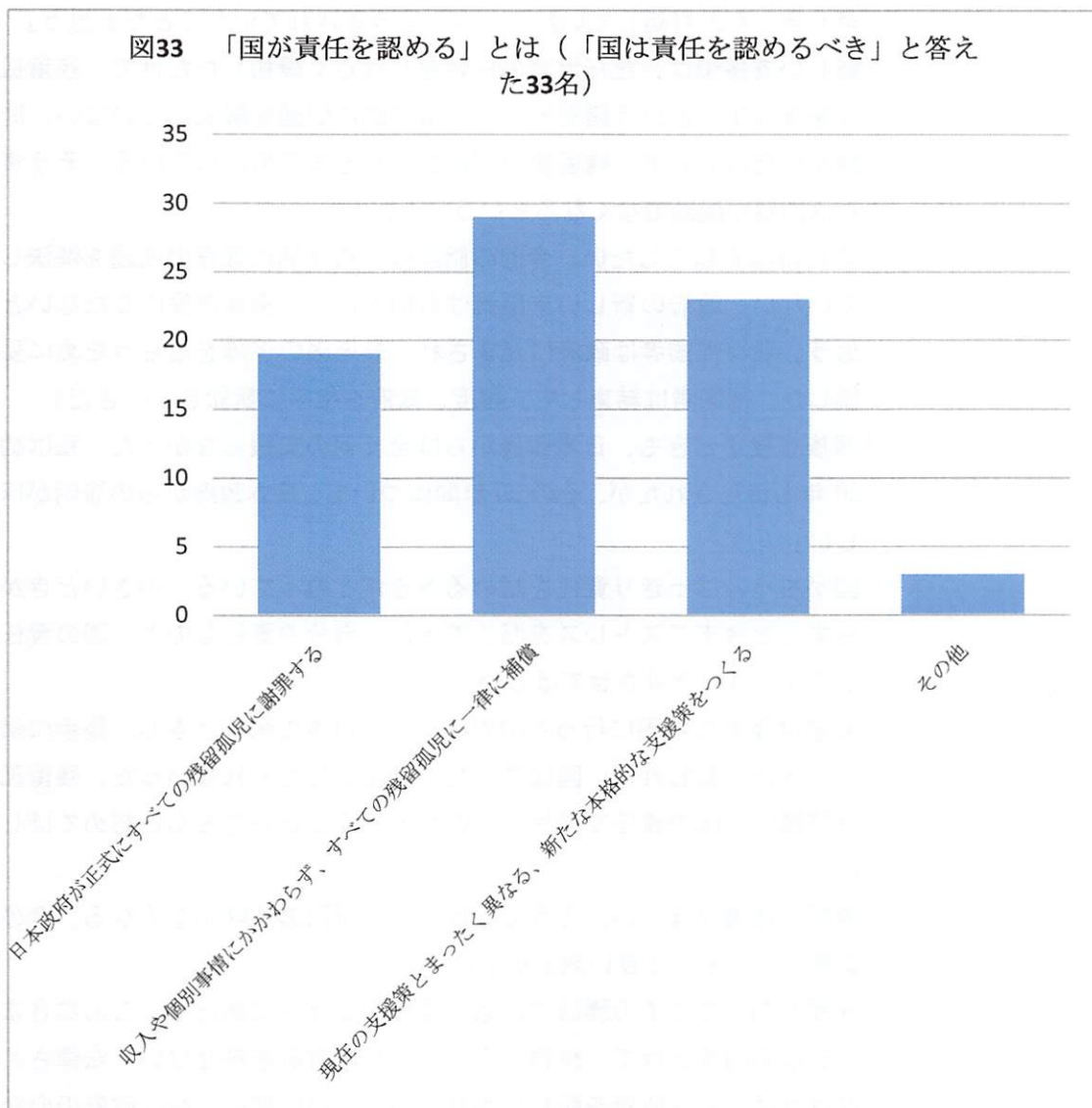
看，很难再有什么好的政策”，“身心都累垮了，再也斗不下去了”。

“其他”有6%，“没有回答”占12%。这些人“实际上非常想明确国家的责任，但现在不得已只好算了”。

図32 訴訟取り下げ・支援策受け入れについて

- 国は、もっとはっきり責任を認めるべき。訴訟を取り下げたのは残念。国の責任が不明確なままの支援策には不満。
- もともと新たな支援策を作るために訴訟。新たな支援策の内容にはだいたい満足。訴訟を取り下げたのは当然。
- その他
- 無回答





【事例：「国は、もっとはっきり責任を認めるべき。訴訟を取り下げたのは残念。国の責任が不明確なままの支援策には不満】

「現在の支援策では、残留孤児の人生の尊厳の問題が解決できない。残留孤児の問題は単なる生活の問題だけではない。政府は明確に謝罪すべきだ。支援策では、元の生活保護にあったすべての制限を削除すべきだ」

「私の本当の願いは、賠償だった。3300万円ほしかった。そうすれば中国への恩返しもできただろう。今の新支援策のようなものは望んでいなかった。死んでも死にきれないという思いが強くある」

「こんなひどい『支援』を受けて、どのように日本を信用していいかわからない。現在、私達が悩んでいる多くの問題は、日本政府がもっと

早くきちんと対処していたら、もっと改善されていたことだと思う」
「新しい支援策は、ただ世間の批判をしばらく緩和しただけで。残留孤児を支援するという錯覚を与え、根本的に問題を解決していない。問題を先延ばしして、残留孤児が皆亡くなるまでのぼしている。そうすれば問題が問題でなくなるということだ」

「また訴訟を起こしたい。今回の訴訟は、根本的に孤児の問題を解決していない。政府の新しい支援策は名前だけで、実際の役に立たないと思う。我々帰国者は政府にだまされ、最低限の保障をもらうために妥協した。帰国者は結束して、再度、政府を相手に訴訟をすべきだ」

「親族を捜すときも、日本政府からは全く何の支援もなかった。私は約30年も待たされたが、その30年間について、日本政府からの説明がほしい」

「国がもっとはっきり責任を認めるべきだと思っている。小さいときからずっと今までストレスを感じてきた。自分の責任なのか、国の責任なのか、はっきりさせてほしい」

「私達は勝手に中国に行ったのではない。日本に帰るときも、勝手に帰ってきたと言われた。国はまったく世話をしてくれなかった。残留孤児問題は、国の責任で発生したのだということをきちんと認めてほしい」

「謝罪と賠償がほしい。そうでなければ、訴訟の意味がなくなる。今の政策より、もっと良い政策がほしい」

「謝罪があつてこそその勝訴である。支援を受けるにあたり、こんなさまざまな制約を受けて、納得できない。私は政府を許せない。法律さえなければ、私は政府を殺してやりたいくらいに憎い。私は政府の心からの謝罪の言葉が聞けるまで闘い続ける」

「どうして国から何の謝罪も補償もないのか。残留孤児は国のためにいろいろ苦勞して、命を失った人もいる。でも私達は日本に帰ったら、何ももらっていないし、日本人にいじめられているし、政府の謝罪の言葉もない」。

「戦争が私の一生を駄目にした。これだけの被害に対して、この支援では納得できない。全体の残留孤児の気持ちを考えた解決策ではない。与党プロジェクトチームに乗せられたという思いが、私の中には強くなる」

【事例：「もともと新たな支援策を作るために訴訟を起こした。新たな支援策の内容にはだいたい満足できる。訴訟を取り下げたのは当然」】

「現在の政治・経済情勢をみると、これ以上のことは難しいのではない
か。弁護団には心から感謝している。戦後 60 年以上もたつのに、やっ
と一応の処理が達成された。弁護団には大変な苦労があったが、一つ
ひとつ地道な努力により、孤児たちはようやく老後の安心をある程度
得られた。歴史に残る偉業だったと思う。重ねて御礼を申し上げる」
「給付金は、原告だけでなく、弁護団・支援者が努力して、ようやくも
らえた。弁護団や支援者には心から感謝している。私は今、心も体も
疲れ果てている。政治情勢をみると、全国に 6000 人もいる残留孤児に、
政府が 1 度できちんと補償するということはあるまいだろう。せめ
て今の新しい支援策にもとづいて、皆、それをもっと完全なものにで
きるようがんばろう」

【事例：「本当は国の責任を明確にしたいが、今はやむをえない」】

「本当の気持ちは、日本政府の責任を明確にしたい。でも今は仕方がな
いから、「その他」を選んだ。本当の気持ちを言えば、我々は拉致被害
者に比べ、あまりに不公平な扱いを受けていると思う。拉致被害者は
政府の責任ではないのに、手厚い保護を受けている。我々の問題は政
府の責任に基づくことなのに、もらう金額はあまりに少ない」

「(無回答) 私達は小さい時から実父母やきょうだいと切り離され、異国
で暮らしてきた。あらゆる苦難を味わってきた。今、ようやく自分の
祖国に戻ることができ、老後を少しでも楽しく暮らせたらと願ってい
る。それを国にも理解してもらいたい」

20. 原告団・弁護団が終了して、私達は、新たに「中国『残留日本人孤児』の尊厳を守る会」を結成しました。あなたは今後、この「尊厳を守る会」では、どのような活動が必要だと思えますか。(いくつでも選択)

中国「残留日本人孤児」の尊厳を守る会に対しては、幅広い課題に取り組むべきだとの意見が多数、寄せられた。具体的には、下記のとおりである。

- a) 「国の政治的責任を引き続き追及し、残留孤児に正式に謝罪・補償させる」(24人)
- b) 「現在の支援法に代わる、よりよい支援法の制定をめざして国会・政府に働きかける」(26人)
- c) 「現在の支援法がきちんと運用されるように、厚生労働省・地方自治体に働きかける」(25人)
- d) 「残留孤児・帰国者どうしの交流・親睦をはかる」(31人)
- e) 「残留孤児・帰国者と支援者・地域住民の交流を促進する」(27人)
- f) 「二世・三世が直面している問題に取り組む」(20人)

上記の諸課題の中で、a)とb)は、今回の新たな支援策の枠にとどまらない「政治的課題」である。これに対し、c)・d)・e)・f)はいずれも、今回の支援策の枠内でもできる「運用・交流の課題」といえる。

この両者に分けて分析すると、今回の新たな支援策の枠にとどまらない「政治的課題」に取り組むべきだと考えている人は、全体の62%に達した。一方、こうした政治的課題を除く「運用・交流の課題」だけを選択した人は26%にとどまった。

多くの残留孤児は、今回の新たな支援策の実施だけでは、問題が解決したとは考えていないようである。特に政治的課題は未解決と認識しており、真の政治的解決を求めているといえよう。

关于今后“维护尊严会”应该做些什么活动：

- a) 继续追究国家在政治上的责任，使国家正式向残留孤儿谢罪、补偿。(24人)
- b) 在国会和政府中发动力量，力求制定出更好的支援法，以取代现在的支援法。(26人)
- c) 敦促厚生劳动省以及地方政府认真执行现在的支援法。(25人)
- d) 加强归国者、残留孤儿们彼此之间的交流与和睦。(31人)
- e) 促进归国者、残留孤儿与支援者、地方居民之间的交流。(27人)
- f) 努力研究第二代以及第三代所面临的问题(20人)。

以上内容中，a)和 b)是不局限于这次支援政策范围内的“政治性的课题”。
c)、d)、e)和 f)是即使在这次支援政策的范围内也能“运用和交流的课题”

认为应当研究“政治性的课题”为62%。应当研究“(除了政治性课题以外)运用・交流的课题”的为26%。

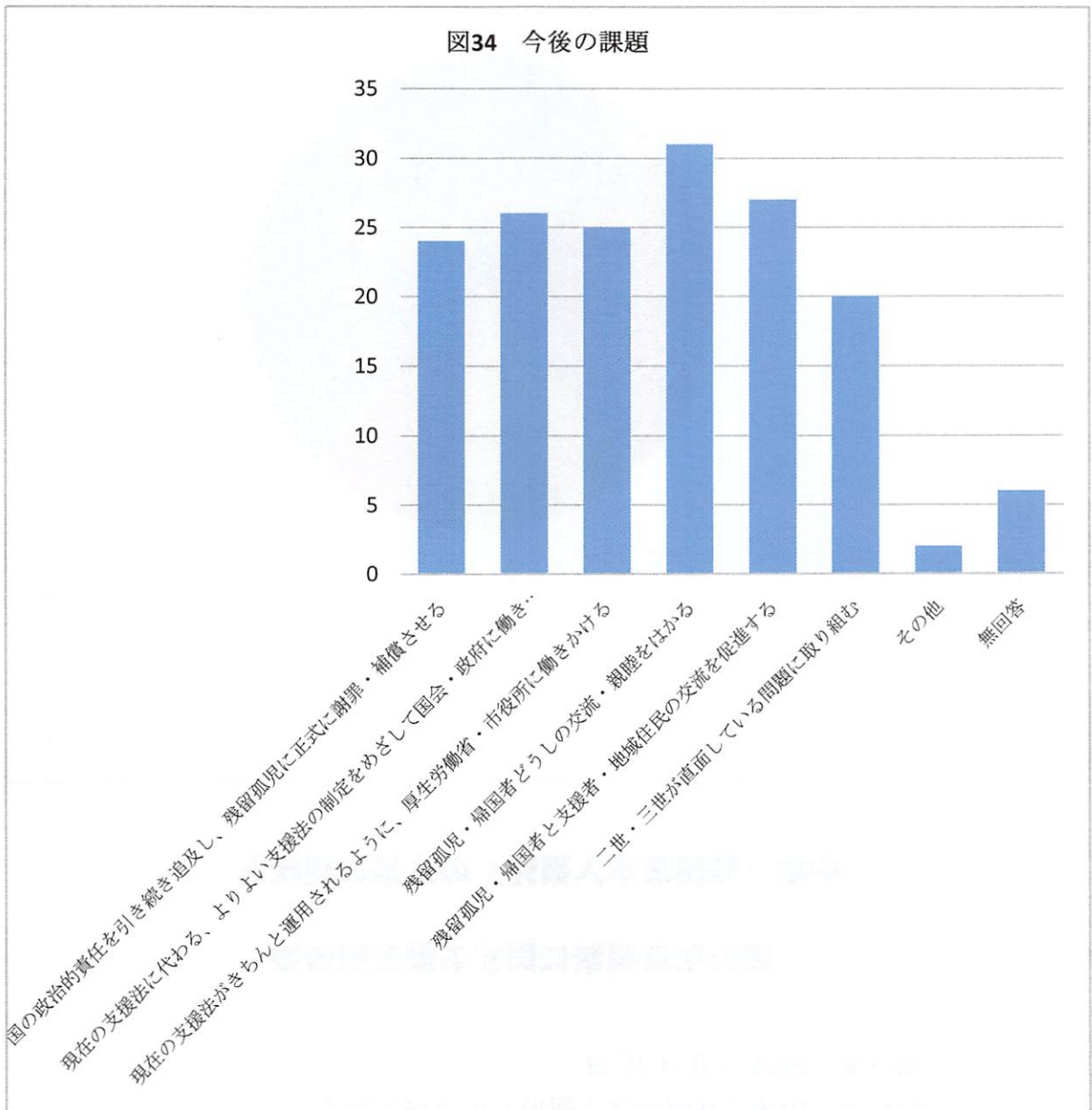
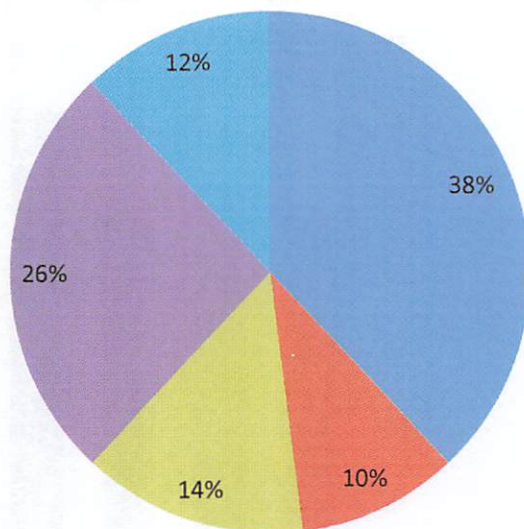


図35 今後の課題

- 国の政治的責任+よりよい支援法
- 国の政治的責任
- よりよい支援法
- それ以外のみ
- 無回答



中国「残留日本人孤児」の生活の現状と

新たな支援策に関する調査報告書

発行年 2008年8月18日

発行者 中国「残留日本人孤児」の尊厳を守る会

連絡先 650-0025 神戸市中央区相生町1丁目2番1号 東成ビル4階

あいおい法律事務所

Tel 078-371-2060

fax 078-371-2032